

食品安全情報（化学物質） No. 24/ 2025 (2025. 11. 26)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【EFSA】 $\Delta 8$ -テトラヒドロカンナビノール($\Delta 8$ -THC)の健康影響に基づく指標値の導出及び食品に含まれる存在量

欧州食品安全機関 (EFSA) は、食品に含まれる $\Delta 8$ -THC について健康影響に基づく指標値 (HBGV) の導出、ヘンプ及びヘンプ由来製品における $\Delta 8$ -THC の含有実態、 $\Delta 8$ -THC と $\Delta 9$ -THC の共存に関する科学的意見を欧州委員会 (EC) より要請された。2015 年の評価で EFSA は、ヒトの中枢神経系への有害影響に基づき $\Delta 9$ -THC の急性参照用量 (ARfD) を $1 \mu\text{g/kg}$ 体重と設定している。今回の評価で EFSA は、 $\Delta 8$ -THC と $\Delta 9$ -THC によるヒトへの影響と作用機序の類似性を考慮して、 $\Delta 9$ -THC の ARfD を $\Delta 8$ -THC と $\Delta 9$ -THC の合算に対するグループ ARfD と見なすことが可能であると判断した。さらに EFSA へ提出された食品の検査データによると、 $\Delta 8$ -THC の検出は数サンプルのみであった。天然に含まれる $\Delta 9$ -THC に対する $\Delta 8$ -THC の割合は 1 未満と推定されるが、 $\Delta 8$ -THC が陽性だったサンプルの多くは 1 を上回っており、当該サンプルへの半合成 $\Delta 8$ -THC の添加、加工工程での $\Delta 8$ -THC の形成、天然 $\Delta 8$ -THC の強化のいずれかの可能性が示唆された。

*ポイント： EU ではヘンプ種子、挽いたヘンプ種子、ヘンプ種子オイルに含まれる $\Delta 9$ -THC について最大残留基準値が設定されています。今回の評価結果を受けて、EC と加盟国は $\Delta 8$ -THC についても規制措置が必要であるか検討するとのことです。さらに $\Delta 9$ -THC について、前回 (2015 年) の評価以降に発表された新たな研究報告が入手可能であることから、EFSA は再評価が必要であると勧告しています。

【BfR】 科学的嗅覚の持ち主：イヌは動物用飼料に含まれる有毒植物を特定するのに役立つ

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR) は、飼料用の干し草に含まれる *Senecio* 属植物を嗅ぎ分ける特別な訓練を受けたイヌに関する研究について発表した。*Senecio* 属は世界中に分布する多くの種を含む植物属であるが、二次代謝産物としてピロリジジナルカロイド (PA) を含んでいる。PA を家畜が摂取すると比較的少量でも肝臓障害を引き起こす可能性があり、大量に摂取すると致死的になる場合がある。家畜は、牧草地であれば苦みのある PA 含有植物を避けるが、干し草やサイレージに混入している場合には一緒に摂取してしまう。しかし、現在まで干し草に含まれる PA を確実に検出できる簡易な方法はない。本研究プロジェクトでは、イヌを訓練することで、匂いによって *Senecio* 属の PA 含有植物のハナノボロギクとその他の植物を見分けることができることが確認された。将来、特別に訓練を受けたイヌが飼料用干し草の PA 汚染の検査やターゲットサンプリングに役立つ可能性がある。

*ポイント： イヌの優れた嗅覚を活かして警察犬や救助犬、麻薬探知犬などが活躍していますが、飼料の安全性確保においても活躍するかもしれないという話にとっても驚いたのでご紹介しました。飼料に混入する *Senecio* 属のうち特に重要なのがハナノボロギクとのことで、今後実施される最終試験は、圧縮された丸ごとの干し草ロールに含まれる少量のハナノボロギク検出だそうです。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 公衆衛生のための食用油脂のビタミン A 及び D の強化に関する WHO ガイドライン

[【FAO】](#)

1. Codex

[【EC】](#)

1. 査察報告書
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【ECHA】](#)

1. SEAC 意見書案で評価される PFAS 用途区分表案

[【EFSA】](#)

1. Δ8 - テトラヒドロカンナビノール(Δ8 - THC)の健康影響に基づく指標値の導出及び食品に含まれる存在量
2. 農薬の規制上の環境リスク評価における機序の影響モデルに対する FAIR 原則の解釈に関する EFSA の声明
3. EFSA 第 28 回科学討論会「環境リスク評価における農薬の間接的影響の評価」の結果（ベルギー、ブリュッセル、2025 年 6 月 18 日）
4. 食品添加物関連
5. 食品酵素関連
6. 新規食品関連
7. 健康強調表示関連
8. 遺伝子組換え関連
9. 農薬関連

[【FSA】](#)

1. 精密育種生物：申請ガイダンス（販売認可申請）

[【FSS】](#)

1. 魚類の化学汚染物質 – 文献レビュー

[【DEFRA】](#)

1. 精密育種植物：環境への放出及び販売

[【COT】](#)

1. マリンバイオトキシンに関連する英国海域で収穫された二枚貝（貝類）の消費によるヒトの健康へのリスクに関する助言の声明

[【BfR】](#)

1. 科学的嗅覚の持ち主：イヌは動物用飼料に含まれる有毒植物を特定するのに役立つ
干し草に含まれる *Senecio* 属植物（*Senecio vernalis*（ハナノボロギク）など）は家畜に健康リスクをもたらす
2. フードサプリメントの意味と無意味
ドイツ連邦健康衛生雑誌の特集号では、ビタミン、ミネラル、その他の物質のベネフィット、リスク、認識に焦点を当てている

[【FDA】](#)

1. 鉛含有量が高いため、FDA の公衆衛生警告にシナモン製品が追加された
2. リコール情報

[【EPA】](#)

1. EPA は PFAS 報告要件の実用性と実施可能性を向上させ、規制上の負担を軽減するための改正案を発表する
2. EPA はパラコート揮発可能性に関する最新のレビューを公表し、製造業者に追加データを要求する予定である

[【FSANZ】](#)

1. 食品基準通知

【[APVMA](#)】

1. 特定のジメトエート製品の一時停止

【[TGA](#)】

1. TGA はコンプライアンス向上を支援するため、ソーシャルメディア広告に関するガイドダンスを更新する

【[NSW](#)】

1. 意見募集：オンラインで販売される食品の情報要件についての政策ガイドライン

【[MPI](#)】

1. ニュージーランドにおける動植物用抗生物質の販売は引き続き減少傾向である

【[香港政府ニュース](#)】

1. 違反情報

【[MFDS](#)】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 国民と共に食品医薬品安全の基準を作ります

3. 食品医薬品試験・検査成績書、いつでもどこでも政府 24 で発行

4. 食薬処、ナトリウム・糖類低減製品の開発を支援

5. 回収措置

【[SFA](#)】

1. SFA は未来の食品と食品安全の飛躍的進歩を推進するため 4,200 万ドルを拠出する

2. Forum Replies：寄付された食品の安全性確保における共同責任

【[その他](#)】

・ 論文紹介 (BfR) 2 件

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <https://www.who.int/>

1. 公衆衛生のための食用油脂のビタミン A 及び D の強化に関する WHO ガイドライン

WHO guideline on fortification of edible oils and fats with vitamins A and D for public health

24 October 2025

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240115101>

ビタミン A の欠乏は、予防可能な小児の失明の主な原因であり、感染症による重症化や死亡のリスクも高める。ビタミン D の欠乏は、特に日照が不十分であったり日光を避ける行動によって皮膚における産生が妨げられ、食事からのビタミン D の摂取頻度が少ない地域において、公衆衛生上の懸念となっている。食用油脂はほとんどの年齢層で摂取されていることから、食用油脂のビタミン A 及び D の強化は、ビタミン A 及び D の摂取状況を改善するための実行可能な公衆衛生上の介入として広く実施されている。

本ガイドラインは、ビタミン A 及び D の摂取、人々の栄養状態及び健康状態を改善する戦略として、食用油脂のビタミン A 及び D の強化について、明確で根拠に基づいた世界的な勧告を提供するものである。本ガイドラインの焦点は、公衆衛生戦略としての栄養強化であり、市場主導型の食用油脂の栄養強化ではない。本ガイドラインは、加盟国が適切な栄養

対策について十分な情報に基づいた決定を行うことを支援することを目的としている。策定にあたっては、ジェンダー平等、強化食品へのアクセスの公平性、そして誰一人取り残さないことを目的とした人権的アプローチが考慮された。

本ガイドラインを実施するためには、微量栄養素の不足と欠乏に対処するための包括的な戦略の一環として食品強化プログラムを作成し、食事に関連する非感染性疾患の削減のための政策との整合性を確保することが必要である。本ガイドラインは、政策立案者、専門家アドバイザー、公衆衛生のための栄養活動に関与する省庁や組織の技術スタッフやプログラムスタッフなど、幅広い読者を対象としている。

本ガイドラインは、トウモロコシ粉やコーンミール、米、小麦粉など、複数の主食のビタミン A 強化に関する他の WHO ガイドラインを補完するものである。また、本ガイドラインの実施においては、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、多価不飽和脂肪酸に関するガイドラインなど、健康的な食生活に関する WHO ガイドラインを考慮する必要がある。

本ガイドラインの作成にあたっては、専門家からなるガイドライン作成グループが設置され、2022 から 2023 年にかけて 3 回の会合が行われた。システマティックレビューにより勧告案作成のための根拠が収集され、議論された。入手可能な根拠、潜在的なリスクとベネフィットのバランス、コストなどを考慮し、以下の勧告がまとめられた。

- 食用油脂のビタミン A 強化は、ビタミン A 欠乏症のリスクがある集団における潜在的なビタミン A 欠乏症を予防するための公衆衛生介入として推奨される（強い推奨、根拠の確実性は低い及び非常に低い（strong recommendation, low and very low certainty of evidence））。
- 食用油脂のビタミン D 強化は、ビタミン D 欠乏症の予防のための公衆衛生介入として考慮され得る（条件付き勧告、根拠の確実性は低い（conditional recommendation, low certainty of evidence））。

ビタミン A 及び D の強化として食用油脂に添加することを検討するべき量は次のとおりである。

- ビタミン A（パルミチン酸レチノール、酢酸レチノールとして）：12～26 mg/kg
- ビタミン D（ビタミン D3（コレカルシフェロール）、ビタミン D2（エルゴカルシフェロール）として）：0.20～0.43 mg/kg

● 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）
<https://www.fao.org/home/en>

1. Codex

● コーデックス委員会第 48 回総会（CAC48）

10/11/2025 - 14/11/2025 | Rome, Italy

<https://www.fao.org/fao-who->

[codexalimentarius/meetings/detail/it/?meeting=CAC&session=48](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/it/?meeting=CAC&session=48)

- **CAC48/ コーデックス委員会、第 48 回総会を開催**

CAC48 / The Codex Alimentarius Commission meets for the 48th time

10/11/2025

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1754517/>

コーデックス委員会（CAC）第 48 回総会がイタリア・ローマの FAO 本部で開幕した。11 月 10～14 日の会期中、加盟国代表団は、コーデックス各部会から CAC に提出された数百のコーデックス文書、CAC へ提起された課題、コーデックス戦略計画 2026-2031 のモニタリングフレームワークなどの作業について審議する。

CAC の Allan Azegele 議長は、最初のスピーチで、CAC のこの 1 年の成果を強調する一方で、まだ多くのことが残されていると代表団に注意を促した。「世界の食料システムの進化に合わせてコーデックスも進化しなければならない。コーデックス規格は、科学的根拠に基づき、包括的で、すべての加盟国のニーズに応え続けなければならない。コーデックスの信頼性と妥当性を維持するためには、参画、透明性、デジタル化への取り組みの強化が重要である」と述べた。

CAC の Sarah Cahill 事務局長もこの 1 年のコーデックスの成功を指摘し、「今日のグローバルな状況において、「通常通りの業務」を維持することは決して小さな成果ではない」とコメントした。特にコーデックス手続きマニュアルの更新を強調し、コーデックスの手続きはコーデックスの根幹であり、作業の明確性、一貫性、透明性を保証するものであると述べた。

- **CAC48/ コーデックス委員会は、共に作業することがすべての人に結果をもたらすことを改めて証明した**

CAC48 / The Commission proves yet again that working together produces results for all

15/11/2025

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/ro/c/1754808/>

コーデックス委員会（CAC）第 48 回総会は、生産的かつ円滑な 1 週間の作業を終え、閉幕した。

CAC48 は、検討のために提出された文書や、必要に応じて食品表示および食品添加物に関する条項の承認に関する要件を満たしている文書を採択することに合意し、また、新規作業提案についても合意した。採択された文書には、生鮮果実・野菜部会（CCFFV）が作成した「生鮮デーツの規格」、残留農薬部会（CCPR）が作成した「長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン」、食品汚染物質部会（CCCCF）が提出した乾燥樹皮からなるスパイス類、乾燥料理用ハーブに含まれる鉛の最大基準値、及び落花生中のアフラトキシン類の汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂版（CXC 55-

2004)、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会が提出したルロ（ナランジラ）の地域規格などがあつた。また、コーデックス手続きマニュアルの修正も行われた。

地域調整部会からの新規作業提案（煮込み又は茹でた、塩漬け及び無塩の干し魚の地域規格（アフリカ）、海苔製品の地域規格（アジア）（CXS 323R-2017）の国際規格への変更、ガリップナッツやブレッドフルーツ粉の地域規格（北アメリカ・南西太平洋））も承認された。

また、低温殺菌ラクダ乳の規格策定に関するアラブ首長国連邦からの提案が承認された。これにより、CAC は乳・乳製品部会（CCMMP）を再開することとなった。CCMMP は、必要に応じて電子作業部会を招集する柔軟性を維持しながら、電子的なコミュニケーションのみにより作業する（work by correspondence）。EU が提案した「新たな食料源と生産システム（NFPS）のリスク分析の原則」の策定については、本総会における加盟国からのコメントを考慮して修正が行われることとなった。

CAC はさらに、コーデックス戦略計画 2026-2031 のモニタリングフレームワークについても議論し、合意した。また、韓国が加工果実・野菜部会（CCPFV）のホスト国を米国から引き継ぐことも合意された。

● 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

https://ec.europa.eu/food/safety_en

1. 査察報告書

● アラブ首長国連邦—EU 輸出用水産物

United Arab Emirates 2024-8052—Fishery products intended for export to the European Union

30-10-2025

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4933>

アラブ首長国連邦当局は、水産物とその生産チェーンに適用される法律が存在し、関連する EU 要件をほぼ含んでいることを示した。しかし、ヒスタミンの特定の最大許容レベルや、漁船と有毒水産物の基準がないことなど、欠点を確認された。アラブ首長国連邦は現在これらの基準の対象となる水産物を輸出していないため、これらの欠点の影響は非常に限られている。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

RASFF - food and feed safety alerts

https://food.ec.europa.eu/food-safety/rasff_en

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

11/09/2025～11/22/2025 の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

オランダ産サトウキビ搾りかすから作られた皿のパーフルオロヘキサン酸(PFHxA)、フランス産生のもち種トウモロコシのアフラトキシン類、イタリア産チンゲンサイのラムダシハロトリン、インド産冷凍フェダイステーキの摂取によるシガテラ、ベルギー産コーヒーのオクラトキシン A、ポーランド産リンゴ搾りかす(完全飼料)のダイオキシン、フランス及びイタリア産小麦のテトラメトリン、韓国産オランダ経由乾燥海藻(スライス)のヨウ素高含有、ウクライナ産粉砕用ダイズ(まだ食品でも飼料でもない)のクロルピリホス、フランス産ヨーロッパホタテガイの記憶喪失性貝毒、ギリシャ産白ブドウのアセタミプリド、モーリタニア産冷凍コルビナの水銀、中国産ピーナッツカーネルのカドミウム、トルコ産レーズン(子供用おやつ)のアセタミプリド、スペイン産飼料用ヤシの実のアフラトキシン B1、インド産クミン粉末のピロリジジナルカロイド、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン類、オランダ産クルマエビの亜硫酸塩非表示、スペイン産クミンのピロリジジナルカロイド、ベルギー産グリーンセロリのテブコナゾール、など。

注意喚起情報 (information for attention)

アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類(複数あり)、米国産フードサプリメントの未承認物質アスパラギン酸マグネシウム及びオロチン酸マグネシウム、米国産フードサプリメントの未承認健康強調表示及び未承認新規食品、英国産フードサプリメントの未承認新規食品成分アグマチン硫酸塩、米国産フードサプリメントの未承認新規食品成分ジメチルアミノエタノール(DMAE) 及び未承認物質モリブデンアミノ酸キレート及びクエン酸ホウ素、米国産フードサプリメントの未承認物質ニコチン酸グリシンキレートとしてのクロム・アミノ酸キレートとしてのモリブデン及びアミノ酸キレートとしてのホウ素、スペイン産ハウレンソウの硝酸塩高含有、インド産粉末クミンのピロリジジナルカロイド、ベネズエラ産冷凍エビの亜硫酸塩高含有、シリア産マルメロのジメトエート及びオメトエート、コソボ産スライスした小キュウリのクロルピリホス、エジプト産黒オリーブのクロルピリホス、コロンビア産バナナのカルベンダジム/ベノミル、ニカラグア産ピーナッツカーネルのアフラトキシン B1、インド産バスマティ米のオクラトキシン A、エクアドル産ハンガリー経由バナナのクロルピリホス、アラブ首長国連邦産フルーツとハーブのチャワンプラッシュペーストの新規食品とされるいくつかの成分、デンマーク産ポルトガル経由ミニキュウリのフロニカミド、モルドバ及びルーマニア産亜麻仁のシアン化物高含有、中国産レーズンのクロルピリホス、ブラジル産生鮮マンゴーのクロルピリホス、アルゼンチン産煎った塩味ヒマワリ種子のアルテルナリオール、台湾産米及び穀類ミックスの未承認新規食品(ジュズダマ及びオニバス)、ギリシャ産白ブドウのアセタミプリド、トルコ産マンダリンのクロル

ピリホスメチル、原産国不明フードサプリメントの未承認新規食品カワラタケ (*Trametes versicolor*) (複数あり)、トルコ産キュウリのホスチアゼート、英国産フードサプリメントのヨヒンビン(複数あり)、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類、中国産業務用スライサーからのクロムの溶出、スイス産オイルの未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD)、トルコ産乾燥クワの実のアフラトキシン類、ポーランド産フードサプリメントクログルミの未承認成分、トルコ産レーズンのアセタミプリド、中国産生鮮トリュフのカドミウム、モロッコ産イタリア経由トマトのクロルフェナピル及びスピロキサミン、イタリア産食用ブドウのラムダシハロトリン、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産乾燥イチジクのオクラトキシン A(複数あり)、スリランカ産ササゲのカルボフラン、イラン産ピスタチオのアフラトキシン類(複数あり)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン類(複数あり)、米国産フードサプリメントの未承認新規食品 S-アセチル-L-グルタチオンとモウコタンボが及び未承認健康強調表示・食品添加物や成分の不適切表示・ビタミン類の情報不十分、米国産フードサプリメントのビタミン B5 及び B6 の許容一日摂取量超過、中国産フードサプリメントの未承認新規食品カワラタケ、トルコ産フードサプリメントの着色料二酸化チタン(E171)、インド産調理済食品及びスナックの未承認新規食品ストーンフラワー(*Parmotrema perlatum*、ヤママツゴケ)・アジョワン(*Trachyspermum ammi*(L.)) 及び未承認健康強調表示、中国産生鮮黒トリュフのカドミウム、パキスタン産米のアフラトキシン B1、中国産パスタスクープストレイナーからの一級芳香族アミンの溶出、中国産ナイロン製台所用品からの一級芳香族アミンの溶出、アゼルバイジャン産ヘーゼルナッツのアフラトキシン B1、トルコ産乾燥イチジクのオクラトキシン A(複数あり)、トルコ産生鮮ピーマンのホスチアゼート、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン類(複数あり)、中国産オンライン販売されているフードサプリメントの未承認新規食品成分トンカットアリ、トルコ産乾燥オレガノのピロリジジンアルカロイド、エチオピア産スパイスミックスのアフラトキシン類、米国産ピーナッツのアフラトキシン類、インド産ゴマ種子のクロルピリホス、ベラルーシ産飼料用糖蜜のエポキシコナゾール、米国産フードサプリメントのビタミン B6 高含有・未承認新規食品成分フェネチルアミン及び未承認物質(カルシウム・マグネシウム・亜鉛のアミノ酸キレート)、インド産バスマティ玄米のクロルピリホス及びトリシクラゾール、セルビア産ダイズミールのアフラトキシン類、ペルー産ライムのフェントエート、中国産プラスチックポリプロピレン調理器具セットの未承認成分 10%小麦ワラ、中国産アクリル樹脂ケーキ装飾品からのフタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DHEP)の溶出、インド産グアバのチアメトキサム、パキスタン産バスマティ米のイミダクロプリド、など。

● 欧州化学品庁 (ECHA : European Chemicals Agency) <https://echa.europa.eu/home>

1. SEAC 意見書案で評価される PFAS 用途区分表案

Mapping of PFAS uses evaluated in the SEAC draft opinion

5 November 2025

https://echa.europa.eu/documents/10162/111425157/draft_use_mapping_pfas_en.pdf/7e36c9e4-6d41-ee24-e8e6-f2f2f6a1483d?t=1762328891993

ECHA は、2026 年 3 月に予定されている、PFAS 規制案に関する社会経済分析委員会 (SEAC) の意見書案に関する合意の後に、この意見書案に関する公開協議を開始する予定である。この協議には、14 のセクター及び PFAS 製造に関する具体的な質問が含まれる。これらの質問は用途に特化したものであるため、利害関係者が適切な用途レベルで情報を提供できるよう準備することが重要である。そのため ECHA は、SEAC 意見書案で評価されるセクターの用途区分表の草案を公表した。

この区分表案は、SEAC 意見書案で評価されるセクターと用途の対応を示したものである。デンマーク・ドイツ・オランダ・ノルウェー・スウェーデンの 5 カ国当局が作成した Background Document に基づいて構成されており、SEAC 意見書案の詳細レベルを反映している。SEAC はこれまでに 13 セクターについて暫定合意しており、電子機器・半導体セクター及び PFAS 製造については、2025 年 12 月の会合で暫定合意される予定である。その後、更新された用途区分表案が公表される。この更新では、各セクター内の用途をより明確に説明し、それらが全体の中でどのように位置づけられるかを示す。意見書案に加えられた修正を反映した最終的な用途区分表案は、協議開始時に公表される。

協議には一般的な質問も含まれ、Background Document では特定されているが SEAC のセクター別評価ではカバーされていない 8 つの追加セクターや、Background Document で特定されていないその他のセクターを含むすべての用途セクターについて、利害関係者のコメントが求められる予定である。

* 関連記事

食品安全情報 (化学物質) No. 18/ 2025 (2025. 09. 03)

【EDHA】 ECHA が更新された PFAS 規制案を公表

【EDHA】 ECHA が PFAS 規制に関する評価のスケジュールを発表

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202518c.pdf>

食品安全情報 (化学物質) No. 20/ 2025 (2025. 10. 01)

【ECHA】 ECHA、2026 年春に PFAS 意見書案を協議

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202520c.pdf>

食品安全情報 (化学物質) No. 22/ 2025 (2025. 10. 29)

【ECHA】 5 カ国当局が更新された PFAS 規制案の概要を発表

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202522c.pdf>

<https://www.efsa.europa.eu/en>

1. Δ8 - テトラヒドロカンナビノール(Δ8 - THC)の健康影響に基づく指標値の導出及び食品に含まれる存在量

Derivation of a health - based guidance value for Δ8 - tetrahydrocannabinol (Δ8 - THC) and its occurrence in food

18 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9735>

(科学的意見)

欧州食品安全機関(EFSA)は、食品に含まれるΔ8 - テトラヒドロカンナビノール(Δ8 - THC) の健康影響に基づく指標値(HBGV)の導出に関する科学的意見と、ヘンプ及びヘンプ由来製品に含まれるΔ8 - THC の存在量及びΔ9 - THC との共存の評価を提出するよう求められた。臨床試験のデータを使用して、Δ9 - THC とΔ8 - THC の相対力価に関する情報を得た。相対力価(Δ9 - THC/Δ8 - THC 比)の点推定値は1~1.4 で、95%信頼区間は0.97~1.63 であった。CONTAM パネルは、この範囲に基づき、保守的なアプローチを用いて、Δ8 - THC の相対効力係数を1 に設定した。CONTAM パネルは2015 年の評価において、ヒトの中枢神経系(CNS)への有害影響に基づきΔ9 - THC の急性参照用量(ARfD) を1 μg/kg 体重と設定した。Δ8 - THC とΔ9 - THC の影響及び作用機序の類似性を考慮して、パネルは、このARfD は、Δ8 - THC とΔ9 - THC の合計に対するグループARfD と見なすことができると考えた。食品中のΔ8 - THC の濃度については、分析法は異なるものの1671 の品目/分析結果のデータが入手可能であった。Δ8 - THC 存在量に関して、サンプルの大部分、特にヘンプの葉浸出液・ヘンプシードオイル・ヘンプ種子(96~99%)では、検出限界値又は定量限界値未満であった。検出率及び検出濃度が最も高かったのは、「砂糖及び類似品、菓子、水性甘味デザート」と「非標準食用製品、食品模倣品、フードサプリメント」であった。同データのうちΔ9 - THC についても検査していたのは1145 サンプルで、Δ9 - THC はほぼ検出されたがΔ8 - THC は数サンプルのみであり、Δ8 - THC とΔ9 - THC がともに検出されたのは96 サンプルのみであった。この2 つの物質が天然に生成される場合、Δ9 - THC に対するΔ8 - THC の割合は1 未満と推定されるが、Δ8 - THC 陽性となったサンプルの多くはこの割合を上回っており、当該サンプルへの半合成Δ8 - THC の添加、加工中の形成、または天然のΔ8 - THC の強化のいずれかが示唆された。

CONTAM パネルは、Δ9 - THC に関する2015 年以降の新たな文献のスクリーニング結果をもとに、Δ9 - THC に関するさらなるリスク評価が必要であるとしている。特に、遺伝毒性、作用機序、ヒト及び実験動物における低用量域での用量反応関係、発達生殖毒性試験で観察されるエンドポイントの評価の更新を勧告している。Δ8 - THC については、ヘンプ含有飼料からヒト消費の動物性食品への移行と代謝、妥当性確認された分析法による食品のモニタリング検査とデータ評価、食品の加工・保管中における天然カンナビノイドからのΔ8 - THC の形成に関する研究が必要であると勧告している。

＊関連情報：EFSA News

Δ-8 THC：EFSA は安全な摂取レベルを設定

Delta-8 THC: EFSA sets safe intake level

18 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/delta-8-thc-efsa-sets-safe-intake-level>

EFSA は食品に含まれる Δ-8 テトラヒドロカンナビノール (Δ-8 THC) に関する入手可能なデータを分析し、安全な摂取レベルを設定した。Δ-8 THC は、ヘンプの葉、種子、オイルなど、ヘンプ植物 (*Cannabis sativa*) 由来製品で時々検出される向精神性カンナビノイドである。ヘンプ製品として販売されているキャンディーやサプリメントなどの食品からも検出される。Δ-8 THC を摂取すると、大麻の精神活性作用の主な原因となる化学物質である Δ-9 THC と同様に、認知能力や精神運動能力に影響を与え、心拍数を増加させる。Δ-8 THC と Δ-9 THC の影響と作用機序の類似性を考慮して、EFSA の科学者はどちらの化学物質も同様の効力を持つことを立証した。2015 年に Δ-9 THC に設定された急性参照用量(ARfD)は、同時に摂取される Δ-8 THC と Δ-9 THC の合計量に適用すべきだと結論した。ARfD は 1 マイクログラム (1 g の 100 万分の 1) /kg 体重である。EFSA の作業に基づき、欧州委員会と加盟国は、潜在的な健康リスクから消費者を保護するために、食品に含まれる Δ-8 THC に規制措置が必要かどうかを検討する。また、EFSA の科学者らは、安全性を再評価するために、Δ-9 THC に関する最新研究を検討する必要があると助言した。

＊関連記事

食品安全情報 (化学物質) No. 14/ 2015 (2015. 07. 08)

【EFSA】ミルクやその他の動物由来食品にテトラヒドロカンナビノール (THC) が存在することに関するヒト健康リスクについての科学的意見

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201514c.pdf>

(Δ-9-THC の ARfD 1 μg/kg 体重を設定)

食品安全情報 (化学物質) No. 2/ 2020 (2020. 01. 22)

【EFSA】テトラヒドロカンナビノール(Δ-9 - THC)に対するヒトの急性暴露評価

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202002c.pdf>

2. 農薬の規制上の環境リスク評価における機序的影響モデルに対する FAIR 原則の解釈に関する EFSA の声明

EFSA statement on the interpretation of FAIR principles for mechanistic effect models in the regulatory environmental risk assessment of pesticides

13 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9741>

(声明)

欧州食品安全機関(EFSA)の環境リスク評価における影響モデルに関する作業グループは、その目的の 1 つとして、EFSA の活動の範囲内で影響モデルの評価を促進するための枠組みの開発・維持に向けて作業している。この目的を達成するために、作業グループは、本来科学的データの管理と責任のために開発された FAIR (Findability, Accessibility, Interoperability, Reusability (検索可能性、アクセス可能性、相互運用性、再利用可能性)) の指針原則を、農薬の規制上の環境リスク評価における機序的影響モデルに対して解釈するための基礎を築くことを自らに課した。作業グループは FAIR 指針原則を適用できる 3 つの主要な分野を特定した。(I)特定のモデル (又はモデル使用) の基礎となるデータ、(II)コンピュータモデル、(III)モデル評価である。この文書は、FAIR 指針原則の実行を支援できる既存のリソースを調査し、機序的影響モデルに関連する各分野に対する FAIR 指針原則の具体的な解釈を提供するものである。重要な課題と潜在的な阻害要因が特定されたが、作業グループは、より「公平性(FAIRness)」に向けて作業することが、最終的に、農薬の規制上の環境リスク評価における機序的影響モデルのより効果的なレビュープロセスとより良い統合につながり、全ての利害関係者にベネフィットをもたらすと主張している。本作業の目的はモデリングコミュニティ内の議論を刺激し過度に規範的にならないようにすることだが、課題のいくつかに対処するために、将来の活動への助言がなされた。

3. EFSA 第 28 回科学討論会「環境リスク評価における農薬の間接的影響の評価」の結果 (ベルギー、ブリュッセル、2025 年 6 月 18 日)

Outcomes of EFSA's scientific colloquium 28 “Assessing indirect effects of pesticides in environmental risk assessment” (Brussels, Belgium, 18 June 2025)

24 October 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9719>

(イベント報告書)

欧州食品安全機関(EFSA)は欧州委員会からの 2 つの任務 ((1) 陸生生態毒性学ガイダンスのレビューと更新、(2) 生物多様性に対する間接的影響、特に栄養相互作用(trophic interactions)を介した間接的影響を評価するための枠組み/ガイダンスの策定) を支援するために科学討論会を開催した。このイベントでは専門家と利害関係者が一堂に会し、植物保護製品(PPP)の間接的影響を予測的環境リスク評価(ERA)により良く統合する方法について議論された。科学的プレゼンテーションでは、間接的影響の生態学的複雑さ、栄養相互作用の中心的役割、生態系サービスの脆弱性が強調された。講演者は、現実世界のばく露シナリオと生態学的ダイナミクスを反映するために、モデリングツールと景観規模(landscape-scale)の評価に支援された、段階的でシステムベースの ERA へのアプローチを提唱した。パネル討論会では、モデルの透明性、データ共有、学際的協力、規制の整合性の重要性が強調された。テーマ別分科会では 4 つの重要なトピックが検討された：(1)間接的影響を ERA に統合する、(2) 農学的及び景観的実践の改善を通してリスクを軽減する、(3) 規制及び研究の必要性を特定する、(4) 断片化した枠組みを調和させる。参加者は、精緻化された具体

的な保護目標、データ共有の改善、直接的影響と間接的影響を関連付けるための実践的なツールの必要性を訴えた。また、適応的ガバナンス、利害関係者の早期関与、ガイダンスの共創の必要性も強調した。この討論会は、より包括的で透明性が高く、生態学的に適切な ERA のプロセスに向けた移行の一環である。集められた洞察は EFSA の進行中の作業に情報を提供し、PPPs の間接的影響を評価するための調和した EU の枠組みの策定に寄与し、生物多様性の保全と持続可能な農業の両方を支援する。

4. 食品添加物関連

- 食品添加物として使用する場合の代替最大許容量を用いた、二酸化硫黄(E 220)、亜硫酸ナトリウム(E 221)、亜硫酸水素ナトリウム(E 222)、ピロ亜硫酸ナトリウム(E 223)、ピロ亜硫酸カリウム(E 224)、亜硫酸カルシウム(E 226)、亜硫酸水素カルシウム(E 227)、亜硫酸水素カリウム(E 228)の食事ばく露量の更新

Update of the dietary exposure to sulfur dioxide (E 220), sodium sulfite (E 221), sodium bisulfite (E 222), sodium metabisulfite (E 223), potassium metabisulfite (E 224), calcium sulfite (E 226), calcium bisulfite (E 227) and potassium bisulfite (E 228) with alternative maximum levels when used as food additives

19 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9754>

(技術的報告書)

2022 年に、EFSA の食品添加物及び香料に関するパネル(FAF パネル)は、二酸化硫黄及び亜硫酸塩(E 220 - 228)を再評価した。生物学的及び毒性学的データが不足しているため、既存の毒性データベースは許容一日摂取量(ADI)を設定するには不十分だと結論づけられ、暫定グループ ADI の取り下げにつながった。パネルは、これらの添加物の食事ばく露量のばく露マージン(MOE)は少なくとも 80 であるべきだと定めた。精緻化された暴露シナリオ(データセット D)では、全ての集団において MOE が 80 未満であり、安全上の懸念が生じることが示された。そのため欧州委員会は、2 セットの代替最大許容量(MPL)を提示し、EFSA に対して二酸化硫黄及び亜硫酸塩(E 220 - 228)のばく露評価を更新し、承認及び MPL において起こりうる変更の影響を調査するよう要請した。この評価は、代替 MPL を用いる 2 つのシナリオ(DS - MPL1 及び DS - MPL2)、及び、報告された使用量と MPL 未満の分析データに様々な仮定を適用した 4 つの精緻化された非ブランドロイヤルシナリオ(DSA1, DSA2, MDSD1, MDSD2)の 6 つのシナリオで実施された。最もばく露量が多かったのはシナリオ DS - MPL1 の幼児で、平均推定ばく露量は 2.63 mg SO₂ 当量/kg 体重/日、95 パーセンタイル推定ばく露量は 8.09 mg SO₂ 当量/kg 体重/日だった。DSA1 と DSA2 の精緻化シナリオ(承認済みの食品分類のみで使用レベルまたは分析データを用いた)では、幼児で最もばく露量が多く、平均推定ばく露量は 0.43 mg SO₂ 当量/kg 体重/日、95 パーセンタイル推定ばく露量は 1.40 mg SO₂ 当量/kg 体重/日だった。MDSD1 と MDSD2 (主にキヤリーオーバーと天然含有量を含む分析データに基づく)では高齢者のばく露量が最も多

く、95 パーセントイル推定ばく露量は 0.61 mg SO₂ 当量/日だった。主要なばく露源となる食品は、成人と高齢者ではワイン、ビール、肉製品、青年と子供では果実・野菜ジュース、フレーバー飲料、乳幼児では乾燥果実・野菜だった。

＊関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 26/ 2022（2022. 12. 21）

【EFSA】亜硫酸塩：多量摂取者に安全上の懸念、だがデータ不足

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202226c.pdf>

（2022 年の EFSA による再評価に関する記載あり）

5. 食品酵素関連

- 非遺伝子組換え *Aspergillus niger* HBI - AC01 株由来食品用酵素セルラーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme cellulase from the non - genetically modified *Aspergillus niger* strain HBI - AC01

5 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9724>

（科学的意見）

食品用酵素セルラーゼ(4 - (1,3;1,4) - β - d - グルカン 4 - グルカノヒドロラーゼ; EC 3.2.1.4)は、HBI Enzymes 社が非遺伝子組換え *Aspergillus niger* HBI - AC01 株で生産した。この食品用酵素には生産菌の生きた細胞は含まれないと考えられた。3つの食品製造工程で使用することを意図している。食品用酵素－総有機固形物(TOS)の残留量は1つの工程で除去されるため、食事ばく露量は残りの2つの食品製造工程に算出された。欧州人で最大 0.475 mg TOS/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を示さなかった。全身毒性はラットの90日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験した最大用量である 349 mg TOS/kg 体重/日とし、その値を推定食事ばく露量と比較した場合、ばく露マージンは少なくとも 735 となる。既知のアレルゲンに対するセルラーゼのアミノ酸配列の相同性を調査したところ、一致はなかった。パネルは、食事ばく露上のアレルギー反応のリスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 遺伝子組換え *Aspergillus niger* NZYM - EN 株由来食品用酵素セルラーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme cellulase from the genetically modified *Aspergillus niger* strain NZYM - EN

30 October 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9723>

(科学的意見)

食品用酵素セルラーゼ(4 - (1,3;1,4) - β - d - グルカン 4 - グルカノヒドロラーゼ, EC 3.2.1.4)は、Novozymes 社が遺伝子組換え *Aspergillus niger* NZYM - EN 株で生産した。この遺伝子組換えは安全上の懸念を生じない。この食品用酵素にはこの生産菌の生きた細胞やその DNA は含まれないと考えられた。3つの食品製造工程で使用することを意図している。食品用酵素—総有機固形物(TOS)の残留量は1つの工程で除去されるため、食事ばく露量は残りの2つの食品製造工程に算出された。欧州人で最大 0.018 mg TOS/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を示さなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験した最大用量である 1233 mg TOS/kg 体重/日とし、その値を推定食事ばく露量と比較した場合、ばく露マージンは少なくとも 68,500 となった。既知のアレルゲンに対するセルラーゼのアミノ酸配列の相同性を調査したところ、一致はなかった。パネルは、この食品用酵素への食事ばく露上のアレルギー反応のリスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

● 遺伝子組換え *Aspergillus niger* NZYM - DM 株由来食品用酵素グルカン 1,4 - α - グルコシダーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme glucan 1,4 - α - glucosidase from the genetically modified *Aspergillus niger* strain NZYM - DM

6 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9725>

(科学的意見)

食品用酵素グルカン 1,4 - α - グルコシダーゼ(4 - α - d - グルカングルコヒドロラーゼ; EC 3.2.1.3)は、Novozymes 社が遺伝子組換え *Aspergillus niger* NZYM - DM 株で生産した。この遺伝子組換えは安全上の懸念を生じない。この食品用酵素には生産菌の生きた細胞やその DNA は含まれないと考えられた。5つの食品製造工程で使用することを意図している。食品用酵素—総有機固形物(TOS)の残留量は2つの工程で除去されるため、食事ばく露量は残りの3つの食品製造工程にのみ算出された。欧州人で最大 3.430 mg TOS/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を示さなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験した最大用量である 1070 mg TOS/kg 体重/日とし、その値を推定食事ばく露量と比較した場合、ばく露マージンは少なくとも 312 となる。既知のアレルゲンに対するグルカン 1,4 - α - グルコシダーゼのアミノ酸配列の相同性を調査したところ、1つの吸入アレルゲンで一致が見つかった。パネルは、この食品用酵素への食事ばく露上のアレルギー反応のリスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 非遺伝子組換え *Aspergillus luchuensis* DP - Azd103 株由来食品用酵素エンド - 1,4 - β - キシラナーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme endo - 1,4 - β - xylanase from the non - genetically modified *Aspergillus luchuensis* strain DP - Azd103

5 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9730>

(科学的意見)

食品用酵素エンド - 1,4 - β - キシラナーゼ(4 - β - d - キシランキシラノヒドロラーゼ; EC 3.2.1.8)は、Genencor International 社が非遺伝子組換え *Aspergillus luchuensis* DP - Azd103 株で生産した。この食品用酵素には生産菌の生きた細胞は含まれなかった。焼成製品生産用の穀類及びその他穀物(cereals and other grains)の加工に使用することを意図している。食事ばく露量は欧州人で最大 0.056 mg 総有機固形物(TOS)/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を示さなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験した最大用量である 1000 mg TOS/kg 体重/日とし、その値を推定食事ばく露量と比較した場合、ばく露マージンは少なくとも 17,857 となる。既知のアレルゲンに対するエンド - 1,4 - β - キシラナーゼのアミノ酸配列の相同性を調査したところ、一致はなかった。パネルは、食事ばく露上のアレルギー反応リスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 鶏卵由来食品用酵素リゾチームの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme lysozyme from hens' eggs

5 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9726>

(科学的意見)

食品用酵素リゾチーム(ペプチドグリカン N - アセチルムラモイルヒドロラーゼ; EC 3.2.1.17)は、E.P.S. S.P.A. Egg Powder Specialists 社が鶏卵から生産した。この食品用酵素の製造工程から懸念される問題は確認されなかった。3 つの食品製造工程で使用することを意図している。食事ばく露量は欧州人で最大 6.943 mg 総有機固形物/kg 体重/日と推定された。このばく露量は、乳児、幼児、子供の卵に由来する対応する画分の摂取量よりも少なく、青年、成人、高齢者では同等である。卵由来リゾチームはアレルゲンである。パネルは、卵アレルギーのある人では、この食品用酵素への食事ばく露によるアレルギー反応のリスクがあると考えた。提出されたデータ、この食品用酵素の由来、卵からの摂取量に相当するこの食品用酵素へのばく露量に基づき、パネルは、この食品用酵素リゾチームは、意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 非遺伝子組換え *Rhizopus arrhizus* AE - TL(B)株由来食品用酵素トリアシルグリセロ

ールリパーゼの 2 回目の使用拡大の安全性評価

Safety evaluation of a second extension of use of the food enzyme triacylglycerol lipase from the non - genetically modified *Rhizopus arrhizus* strain AE - TL(B)

29 October 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9729>

(科学的意見)

食品用酵素トリアシルグリセロールリパーゼ(トリアシルグリセロールアシルヒドロラーゼ, EC 3.1.1.3)は、Amano Enzymes 社が非遺伝子組換え *Rhizopus arrhizus* AE - TL(B)株で生産した。この食品用酵素の安全性評価は以前 2 回行われ、その中で EFSA は、この食品用酵素は 6 つの食品製造工程で使用する際に安全上の懸念を生じないと結論した。その後、申請者は、その使用を生後 0~3 ヶ月の乳児用の 2 - パルミチン酸強化植物油の生産に拡大し、1 つの食品製造工程を取り下げ、1 つの使用レベルを改訂する要請をした。この評価において、EFSA は合計 5 つの食品製造工程で使用する際のこの食品用酵素の安全性評価を更新した。食品用酵素-総有機固形物(TOS)への食事ばく露量は、欧州人で最大 0.33 mg TOS/kg 体重/日と推定された。以前報告された無毒性量(1960 mg TOS/kg 体重/日、試験した最大用量)と組み合わせた場合、パネルは、少なくとも 5939 のばく露マージンを導出した。新たなデータ、改訂したばく露マージン及び以前の評価に基づき、パネルは、この食品用酵素は改訂した意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

● 子牛、子ヤギ、子羊の前胃組織由来食品用酵素トリアシルグリセロールリパーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme triacylglycerol lipase from the pregastric tissues of calves, kids and lambs

7 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9727>

(科学的意見)

食品用酵素トリアシルグリセロールリパーゼ(トリアシルグリセロールアシルヒドロラーゼ; EC 3.1.1.3)は、DSM Food Specialties 社が子牛、子ヤギ、子羊の前胃(pregastric)組織から調製した。この食品用酵素製造工程から懸念とされる問題は確認されなかった。この食品用酵素は 2 つの食品製造工程で使用することを意図している。チーズ生産はこの食品用酵素の伝統的な用途なので、食事ばく露量は算出されなかった。乳製品から香料調製品の生産に使用するには、食事ばく露量は欧州人で最大 0.001 mg 総有機固形物/kg 体重/日と推定され、これは前胃組織からの対応する画分の摂取量よりも少ない。パネルは、毒性試験は必要ないと判断した。既知のアレルゲンに対するこのトリアシルグリセロールリパーゼのアミノ酸配列の相同性を調査したところ、一致はなかった。パネルは、この食品用酵素への食事ばく露上のアレルギー反応のリスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータ、この食品用酵素の起源が食用動物の組織であること、この食品用酵素への

食事ばく露量が通常の食事からの摂取量に相当することに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 子牛、子ヤギ、子羊の前胃組織由来食品用酵素トリアシルグリセロールリパーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme triacylglycerol lipase from the pregastric tissues of calves, kids and lambs

6 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9728>

(科学的意見)

食品用酵素トリアシルグリセロールリパーゼ(トリアシルグリセロールアシルヒドロラーゼ; EC 3.1.1.3)は、RENCO New Zealand 社が子牛、子ヤギ、子羊の前胃(pregastric)組織から調製した。この食品用酵素製造工程から懸念とされる問題は確認されなかった。この食品用酵素は 2 つの食品製造工程で使用することを意図している。チーズ生産はこの食品用酵素の伝統的な用途なので、食事ばく露量は算出されなかった。乳製品から香料調製品の生産に使用するには、食事ばく露量は欧州人で最大 0.645 mg 総有機固形物/kg 体重/日と推定され、これは前胃組織からの対応する画分の摂取量よりも少ない。パネルは、毒性試験は必要ないと判断した。トリアシルグリセロールリパーゼへの食事ばく露上の有害反応は報告されておらず、子牛、子ヤギ、子羊由来タンパク質に対するアレルギーはまれである。パネルは、この食品用酵素への食事ばく露上のアレルギー反応のリスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータに基づく、この食品用酵素の微生物学的安全性に関する不確実性が残る。そのため、パネルは、子牛、子ヤギ、子羊の前胃組織から得たこの食品用酵素トリアシルグリセロールリパーゼの安全性に関して結論できない。

- 非遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* TTME 6280 KY 株由来食品用酵素 α -アミラーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme α -amylase from the non-genetically modified *Bacillus licheniformis* strain TTME 6280 KY

14 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9720>

(科学的意見)

食品用酵素 α -アミラーゼ(4- α -D-グルカングルカノヒドロラーゼ; EC 3.2.1.1)は、Kerry Ingredients & Flavours 社が非遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* TTME 6280 KY 株で生産した。この生産株は安全性適格推定(QPS)アプローチの要件を満たしていた。この食品用酵素は 9 つの食品製造工程で使用することを意図している。食品用酵素-総有機固形物(TOS)の残留量は 3 つの工程で除去されるため、食事ばく露量は残りの 6 つの食品製造工程に算出された。欧州人で最大 2.273 mg TOS/kg 体重/日と推定された。パネルは、この

生産株の QPS ステータス、及びこの食品用酵素製造工程から生じる懸念がないことを考慮して、毒性試験は必要ないと判断した。既知のアレルゲンに対する α -アミラーゼのアミノ酸配列の相同性を調査したところ、吸入アレルゲン 1 件の一致が見つかった。パネルは、この食品用酵素への食事ばく露上のアレルギー反応のリスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* CCTCC M 2023118 株由来食品用酵素 α -アミラーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme α -amylase from the genetically modified *Bacillus licheniformis* strain CCTCC M 2023118

6 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9721>

(科学的意見)

食品用酵素 α -アミラーゼ(4- α -D-グルカングルカノヒドロラーゼ; EC 3.2.1.1)は、Sunson Industry Group 社が遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* CCTCC M 2023118 株で生産した。この食品用酵素の生産株には既知の抗生物質耐性遺伝子の複数のコピーが含まれている。その結果、安全性評価に対する安全性適格推定アプローチの要件を満たしていない。しかし、この食品用酵素に生産菌の生きた細胞や DNA が含まれていないことを考慮すると、これはリスクとはみなされない。この食品用酵素の生産工程から懸念は特定されなかった。全ての食品用酵素調製品バッチで 405 $\mu\text{g/kg}$ 以上の濃度でシトリニンが検出された。この食品用酵素は 6 つの食品製造工程で使用することを意図している。食品用酵素-総有機固形物(TOS)の残留量は 2 つの工程で除去されるため、食事ばく露量は残りの 4 つの食品製造工程に算出された。欧州人で最大 5.166 mg TOS/kg 体重/日と推定された。既知のアレルゲンに対するこの α -アミラーゼのアミノ酸配列の相同性を調査したところ、吸入アレルゲンで 2 件の一致が見つかった。パネルは、この食品用酵素の食事ばく露上のアレルギー反応のリスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。この食品用酵素調製品のシトリニンの存在に関する提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素の遺伝毒性と発がん性の懸念を除外できなかった。

- 非遺伝子組換え *Streptomyces murinus* AE - DNTS 株由来食品用酵素 AMP デアミナーゼの安全性評価更新

Updated safety evaluation of the food enzyme AMP deaminase from the non-genetically modified *Streptomyces murinus* strain AE - DNTS

12 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9722>

(科学的意見)

食品用酵素 AMP デアミナーゼ(AMP アミノヒドロラーゼ; EC 3.5.4.6)は、Amano Enzyme 社が非遺伝子組換え *Streptomyces murinus* AE - DNTS 株で生産した。以前の評価では、この食品用酵素の商品化されるバッチと毒性試験で使用されたバッチの特性評価に関する不確実性のため、パネルはこの食品用酵素の安全性に関して結論できなかった。本評価において、パネルは申請者が提出した新たなデータを評価し、この食品用酵素の安全性評価を完了した。この食品用酵素は 2 つの食品製造工程で使用することを意図している。この食品用酵素—総有機固形物(TOS)への食事ばく露量は欧州人で最大 0.001 mg TOS/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を示さなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験した最大用量である 275 mg TOS/kg 体重/日とし、その値を推定食事ばく露量と比較した場合、ばく露マージンは少なくとも 275,000 になる。提出された新たなデータと以前の評価に基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論している。

6. 新規食品関連

● 新規食品としての合成カンナビジオールの安全性

Safety of synthetic cannabidiol as a Novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283
3 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9708>

(科学的意見)

欧州委員会からの要請を受けて、EFSA の栄養・新規食品及び食物アレルギー(NDA)に関するパネルは、規則(EU) 2015/2283 に従って、2019 年 11 月に Cibdol AG 社と LabocanBV 社より提出された新規食品(NF)としての合成カンナビジオールの申請に関する意見を提出するよう求められた。申請の対象となるこの NF は、化学合成によって生産された(−)-カンナビジオール (CBD)で、最大使用レベル 150 mg/日でフードサプリメントに使用することが提案されている。対象集団は妊婦と授乳中の女性を除く 6 歳以上の一般人である。リスク評価中に、パネルは、申請者が対処する必要のあるいくつかのデータのギャップを確認した。EFSA の追加情報の要請は申請者に送られた。要請されたデータは、この NF の同定、生産工程、組成データ、規格、遺伝毒性、生殖毒性、発生毒性及びヒトのデータに関するものだった。申請者は、この NF の同定 (小さな粒子及び/又はナノ粒子の含有に関する情報)、安定性、遺伝毒性、生殖毒性、発生毒性及びヒトのデータに関して、回答しなかった、または十分な情報を提供しなかった。2022 年 4 月、EFSA は、NF としての CBD の安全性に関する声明を発表し、当時審査中であった 19 件の申請の評価において明らかになった、NF としての CBD のリスク評価におけるデータギャップ及び不確実性について概説した。この声明の中でパネルは、実験動物データとヒトデータとのギャップに対処するまでは、NF としての CBD の安全性は確立できないと結論づけた。2022 年 6 月、本申請者は最新の EFSA の追加データ要請にも回答しなかった。入手可能なデータに基づき、パネルは、この NF の安全性は立証できないと結論づけている。

- 新規食品としての食用ナンヨウアブラギリ (*Jatropha curcas* L. (*Chuta*)) の使用条件及び規格の変更の安全性

Safety of changes in the conditions of use and the specifications of edible *Jatropha curcas* L. (*Chuta*) as a novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283

27 October 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9706>

(科学的意見)

欧州委員会からの要請を受けて、EFSA の栄養・新規食品及び食物アレルギー(NDA)に関するパネルは、規則(EU) 2015/2283 に従って、新規食品(NF)として、カーネル（ホール又は粉砕(broken))、粉末、及びペーストの形状の水熱処理された (hydrothermally treated、120℃以上) ナンヨウアブラギリの使用条件及び規格の変更に関する意見を提出するよう求められた。この使用拡大は、既に承認されている NF の新たな 2 つの形状（すなわち、粉末としてのカーネルとペーストとしてのカーネル、どちらも 100%粉砕(ground)カーネルになる）を含めること、及び、以前承認された食品分類における NF カーネルの最大使用レベルを 5 g NF/100 g から 30 g NF/100 g に引き上げることに伴うものである。さらに、規格の変更は、最終的な NF の脂肪含有量の範囲を拡大する(54~61%から 54~64%へ)ことを目的としている。申請者によると、ナンヨウアブラギリカーネルの粉砕(grinding)は、この NF の安全性や固有の特性を変えない。以前の評価において、パネルは、この NF の摂取における主要なハザードとして、ホルボールエステル(PEs)が存在する可能性を特定した。以前の意見において行われたのと同様に、新たに提案された用途と使用レベルに基づき、NF の 3 つの形状からの PEs へのばく露に関する保守的なシナリオが算出された。推定された最も低いばく露マージン(MoE)は 190 だった。遺伝毒性の懸念がないこと、及び算出された MoE の値を考慮して、パネルは、提案された使用条件下で、この NF の新たな形状は安全上の懸念を生じないと結論した。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 3/ 2022（2022. 02. 02）

【EFSA】新規食品関連

熱水処理された食用ナンヨウアブラギリ(Chuta)の種子(仁)の新規食品としての安全性

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202203c.pdf>

7. 健康強調表示関連

- 規則(EC) No 1924/2006 第 13 条 5 項に従い、硫酸カルシウムと体重減少に関する健康強調表示の科学的実証についての栄養・新規食品及び食物アレルギー(NDA)に関する EFSA のパネルの科学的意見に対するコメントへの回答

Response to comments on the Scientific Opinion of the EFSA Panel on Nutrition, Novel Foods and Food Allergens (NDA) on the scientific substantiation of a health claim related

to calcium sulphate and reduction in body weight pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

11 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9756>

(技術的報告書)

欧州委員会からの要請を受けて、EFSA は規則(EC) No 1924/2006 第 13 条 5 項に従い、硫酸カルシウムと体重減少に関する健康強調表示の科学的実証についての栄養・新規食品及び食物アレルギーに関する EFSA のパネルの科学的意見に対して受け取った科学的コメントをレビューするよう要請された。申請者(Mediconomics APS 社)からのコメントは欧州委員会サービスを通じて EFSA に提出された。EFSA は強調表示に関する NDA 作業グループの議長及び NDA パネルの議長の協力のもとコメントをレビューした。2025 年 8 月 27 日に採択された意見の中で、EFSA の NDA パネルは、提案された使用条件下で、硫酸カルシウムの摂取と体重減少との間に因果関係は立証されていないと結論した。今回受け取ったコメントにより NDA パネルの結論を変える必要は全くない。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 20/ 2025（2025. 10. 01）

【EFSA】健康強調表示関連

硫酸カルシウムと体重の減少：健康強調表示評価

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202520c.pdf>

8. 遺伝子組換え関連

● 遺伝子組換えナタネ LBFLFK の評価(申請書 EFSA - GMO - DE - 2019 - 157)

Assessment of genetically modified oilseed rape LBFLFK (application EFSA - GMO - DE - 2019 - 157)

5 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9692>

(科学的意見)

申請書 EFSA - GMO - DE - 2019 - 157 (ナタネ LBFLFK) は、全範囲、すなわち、EU 域内における輸入、加工、食品及び飼料用途のリスク評価を受けるために EFSA に提出された。ナタネ LBFLFK は、その脂肪酸組成を改変し、イミダゾリノン系除草剤への耐性を付与するために開発された。ナタネ LBFLFK には、遺伝的に連鎖していない 2 つのインサートが含まれている。それぞれが T - DNA の単一コピーからなり、13 の発現カセット (11 の特異なタンパク質をコードしている) が含まれている。遺伝子組換え生物に関するパネル (GMO パネル) は、この申請書の全範囲を考慮した場合、ナタネ LBFLFK の安全性について結論できなかった。ナタネ LBFLFK に新たに発現したエロンガーゼとデサチュラーゼの安全性は確立できない。同様に、陸上の家畜や伴侶動物、並びに水産養殖に使用される、ナタネ LBFLFK 由来のオイル及び全脂肪種子の安全性及び栄養適性は確立できない。しかし、

GMO パネルは、申請者が提案した使用条件下で、ナタネ LBFLFK 由来アルカリ精製・漂白・脱臭(RBD)オイルの摂取は安全で、ヒトにおける栄養上の懸念を示さないと結論している。潜在的な安全上の懸念を考慮して、LBFLFK オイルは高温用途で使用するべきではない。市販後モニタリングは、ヒトにおいて予想される摂取や使用条件の適用を確認するために適している。さらに、GMO パネルは、ナタネ LBFLFK の残留性や侵襲性の増加、または遺伝子移行の可能性に関連する環境上の懸念を特定せず、陸生の非標的生物(NTOs)や陸生環境における生物地球化学的循環に対するリスクをもたらさないと結論している。GMO パネルはナタネ LBFLFK の水生環境における NTOs または生物地球化学的循環に対する安全性については結論できていない。これに基づき、GMO パネルは、申請者が提案した市販後環境モニタリング計画の妥当性について結論できない。

9. 農薬関連

- 哺乳類毒性学と生態毒性学における一般的に繰り返される内分泌かく乱物質に関連する問題に関する農薬ピアレビュー会議の結果

Outcome of the pesticides peer review meeting on general recurring issues in mammalian toxicology and ecotoxicology related to endocrine disruptors

6 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9743>

(技術的報告書)

この技術的報告書は、農薬有効成分についての EFSA のピアレビュー中に指摘された、規則(EC) No 1107/2009 下での内分泌かく乱物質の評価に関連する一般的に繰り返される問題についての合同（毒性学及び生態毒性学）専門家会議の結果を反映している。ヒト及び非対象生物での内分泌かく乱物質の評価に関連する一般的及び特異的問題が特定され議論された。必要に応じて、これらのトピックスに関する結論と助言が導出された。

- 農薬の環境リスク評価の改善：EU の規制の枠組みにおいて使用するための EU 全域での暦日の関数としての作物生育のマッピング

欧州における選択された作物の BBCH 作物成長段階、暦日、積算温度間の関連性の確立

Improving environmental risk assessment of pesticides: mapping crop development as function of calendar date across the EU for use in the EU regulatory framework
Establishing a link between BBCH crop growth stages, calendar dates and degree - days for a set of selected crops in Europe

3 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9637>

(外部科学報告書)

非標的生物に対する農薬リスク評価を強化するために、120 万件以上の生物季節観測

(phenological observations) の調和されたデータベースが作成され、播種日と生物季節段階 (phenological stage) を予測するモデルが開発された。これにより、作物の生育に関する貴重で正確な時空間的情報が提供され、EU の規制における農薬の環境リスク評価が大幅に改善される。

- 道端や線路沿いのブタクサ属植物に対する除草剤として植物保護における使用を拡大するための、基本物質としての塩化ナトリウムの承認申請に関する全体的な結論

Overall conclusions on the application for approval of sodium chloride as a basic substance for extension of use in plant protection as a herbicide against Ambrosia spp. along roadsides and railways

7 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9734>

(技術的報告書)

欧州食品安全機関(EFSA)は欧州委員会から、基本物質に関する規則(EC) No 1107/2009 第 23 条に従って受け取った申請の評価に関する科学的支援を提供するよう求められた。この評価は、道端や線路沿いのブタクサ属植物に対する除草剤として植物保護における使用を拡大するための、基本物質としての塩化ナトリウムの承認申請の提出を受けて、欧州委員会から特定の委任により要請された。本報告書は、公開協議、及び加盟国や EFSA との対象を絞った協議の結果をまとめ、申請に関する主な調査結果と全体的な結論を含み、受け取った個別のコメントに関する EFSA の科学的見解を示している。

- 有効成分ベンゾビシクロンの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance benzobicyclon

28 October 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9703>

(農薬の結論)

情報不足と懸念が確認された。

- 有効物質フェンメディファムの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance phenmedipham

7 November 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9711>

(農薬の結論)

情報不足と懸念が確認された。

-
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <https://www.food.gov.uk/>

1. 精密育種生物：申請ガイダンス（販売認可申請）

Precision bred organisms : application guidance

Apply for a marketing authorisation

13 November 2025

<https://www.food.gov.uk/business-guidance/regulated-products/pbo-application-guidance/apply-for-a-marketing-authorisation>

Genetic Technology (Precision Breeding) Regulations（遺伝子技術（精密育種）規則）2025 が 2025 年 11 月 13 日に施行された。これにより、企業は「精密育種生物（PBO）」の食品及び飼料の販売認可を申請できるようになる。精密育種植物を販売する場合、申請者はまず、環境・食料・農村地域省（DEFRA）に販売通知を提出し、精密育種植物であることの認証を受けなければならない。DEFRA はこの販売通知情報を精密育種登録簿に掲載する。DEFRA により認証された後、申請者は食品・飼料としての販売認可を英国食品基準庁（FSA）に申請することができるが、その際、DEFRA の登録簿に記載されている参照番号が必要となる。

2025 年 2 月、FSA は、Technical Guidance for applicants seeking authorisation of Precision Bred Organisms (PBOs)（食品及び飼料用途の精密育種生物（PBO）の認可申請者向けの技術ガイダンス）案を公表した。その後、ワークショップやアンケート調査、意見募集やレビューを経て、FSA は本ガイダンス案を改訂した。ガイダンスの最終版は 2025 年 12 月に公表される予定である。

* 食品及び飼料用精密育種生物の認可申請者向け技術ガイダンス案

Technical Guidance for applicants seeking authorisation of Precision Bred Organisms (PBOs)

https://www.food.gov.uk/sites/default/files/media/document/Edited%20DRAFT%20Technical%20guidance%20to%20applicants%20for%20the%20authorisation%20of%20Precision%20Bred%20Organisms%20for%20food%20and%20feed_0.pdf

* 規則

The Genetic Technology (Precision Breeding) Regulations 2025

<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/581/made>

* 関連記事

食品安全情報（化学物質）No. 6/ 2025（2025. 03. 19）

【FSA】規制製品申請ガイダンス

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202506c.pdf>

（2025 年 2 月のガイダンス案についての記載有り）

● スコットランド食品基準局（FSS : Food Standards Scotland）

<https://www.foodstandards.gov.scot/>

1. 魚類の化学汚染物質 — 文献レビュー

Chemical contaminants in fish - literature review

7 November 2025

<https://www.foodstandards.gov.scot/science-and-evidence/chemical-contaminants-in-fish-literature-review>

本報告書は、スコットランド及び英国全域の海域で漁獲された野生の魚類に含まれる化学汚染物質に関する最新のエビデンスをレビューしたものである。本レビューの目的は、スコットランド及び英国の漁場に関連する野生魚類及び水産物における化学汚染物質による汚染実態を評価することである。本レビューでは、スコットランド及び英国における野生魚類及び水産物における化学汚染物質のリスクに関して、査読付き科学論文、灰色文献、規制制度、ウェブサイトのコンテンツ、科学的報告書（政府のウェブサイトから入手可能なものも含む）などから得られた情報を用いてシステマティックレビューを行った。規制対象物質だけでなく、新規・新興物質を含む幅広い汚染物質の発生状況を評価している。対象汚染物質は次のとおりである。

重金属（水銀、カドミウム、鉛、ヒ素）、製造副生成物（processing contaminants）と多環芳香族炭化水素（PAH）、ダイオキシン/フラン、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）、臭素化難燃剤（BFR）、BTEx 化合物（ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン）、動物用医薬品残留物、農薬、天然に発生又は産生される化合物（例：ヒスタミン、ミクロシスチン、マリンバイオトキシン）、医薬品有効成分（例：鎮痛剤、抗うつ剤）、パーソナルケア製品（フェノール、フタル酸エステル、パラベン）、マイクロプラスチック

調査対象となった全ての魚種で汚染物質が検出され、サバ（mackerel）、ニシン（herring）、スズキ（sea bass）、スプラット（sprat）などの油分の多い捕食魚が最も高い濃度を示した。ほとんどの結果はUKとEUの規制に基づくMPL（maximum permitted level）を下回っていたが、カニとホタテガイのカドミウム、イガイの鉛、スズキの水銀、アーブローズ・スモーキー（燻製ハドック/コダラ）やスモークサーモンなどの燻製製品のPAH4（ベンゾ(a)ピレン、ベンゾ(a)アントラセン、ベンゾ(b)フルオランテン及びクリセンの合計）は一部でMPLを超えていた。PFASは、タラ、カニ、ホウボウなど複数の魚種で欧州連合（EU）のMPLを超えていた。ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）類、ポリ塩化ナフタレン（PCN）類、ハロゲン化ダイオキシン/フラン（PXDD/F）類などの新規汚染物質も特定された（現在

MPLは設定されていない)。マイクロプラスチックは様々な魚種で検出され、医薬品成分の可食組織からの検出は限られていた。

本研究は、野生魚類の化学汚染物質レベルに関する既存のエビデンスを補完するものである。FSSは、この報告書のデータと他のエビデンスを用いてモニタリング体制を見直し、既存又は新たな領域に焦点を当てていく。

* 報告書全文

<https://www.foodstandards.gov.scot/sites/default/files/2025-11/Chemical%20Contaminants%20in%20Fish%20Lit%20Review%20Report%20-%20FINAL.pdf>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 6/ 2025（2025. 03. 19）

【FSA】野生の魚類及び甲殻類等の汚染物質に関する研究プロジェクト

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202506c.pdf>

-
- 英国環境・食料・農村地域省（DEFRA：Department for Environment, Food and Rural Affairs）<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-environment-food-rural-affairs>

1. 精密育種植物：環境への放出及び販売

Precision bred plants: releasing and marketing

13 November 2025

<https://www.gov.uk/government/publications/precision-bred-plants-releasing-and-marketing>

精密育種植物の環境への放出及び販売に関する以下のガイダンスが公表された。

- ・ 精密育種植物の環境への放出に関するガイダンス
- ・ 精密育種植物の環境への放出通知の提出に関するガイダンス
- ・ 精密育種植物の販売通知の提出に関するガイダンス

これらのガイダンスは、Genetic Technology (Precision Breeding) Act（遺伝子技術（精密育種）法）2023、及び Genetic Technology (Precision Breeding) Regulations（遺伝子技術（精密育種）規則）2025（2025年11月13日施行）に基づいており、精密育種植物（またはそれに由来する食品及び飼料）の環境への放出や販売を計画している開発者のためのものである。ガイダンスでは以下のことが説明されている。

- ・ 精密育種植物の環境への放出通知または販売通知を提出する方法
- ・ 通知に含めるべき情報
- ・ 研究開発試験において精密育種植物を環境へ放出する際に従うべき規則

また開発者は、開発した精密育種植物が「精密育種植物の生産に関する ACRE（環境放出諮問委員会）ガイダンス」に概説されている精密育種の基準を満たしていることを確認する必要がある。精密育種植物を食品や飼料として販売する予定がある場合は、食品基準庁（FSA）の認可も必要である。

＊ガイダンス

- Releasing precision bred plants into the environment
<https://www.gov.uk/government/publications/precision-bred-plants-releasing-and-marketing/releasing-precision-bred-plants-into-the-environment>
- Submitting a release notice for a precision bred plant
<https://www.gov.uk/government/publications/precision-bred-plants-releasing-and-marketing/submitting-a-release-notice-for-a-precision-bred-plant>
- Submitting a marketing notice for a precision bred plant
<https://www.gov.uk/government/publications/precision-bred-plants-releasing-and-marketing/submitting-a-marketing-notice-for-a-precision-bred-plant>

＊関連ガイダンス

- ACRE guidance on producing precision bred plants
<https://www.gov.uk/government/publications/acre-guidance-on-producing-precision-bred-plants>

＊関連情報

精密育種登録：通知と決定

Precision breeding register: notices and decisions

13 November 2025

<https://www.gov.uk/government/collections/precision-breeding-register-notices-and-decisions>

このウェブページには、精密育種生物の環境への放出通知や販売通知の受理、及び関連する決定などの情報が掲載される。

＊関連記事

食品安全情報（化学物質）No. 24/ 2025（2025. 11. 26）（本号）

【FSA】精密育種生物：申請ガイダンス（販売認可申請）

食品安全情報（化学物質）No. 5/ 2025（2025. 03. 05）

【DEFRA】精密育種植物品種のための植物品種と種子の枠組み

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202505c.pdf>

- 英国毒性委員会（COT：Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment）<https://cot.food.gov.uk/>

1. マリンバイオトキシンに関連する英国海域で収穫された二枚貝（貝類）の消費によるヒトの健康へのリスクに関する助言の声明

Statement of advice on the risk to human health from consumption of bivalve molluscs (shellfish) harvested from UK waters associated with marine biotoxins

10 November 2025

<https://cot.food.gov.uk/Risk%20to%20human%20health%20from%20consumption%20of%20bivalve%20molluscs%20%28shellfish%29%20harvested%20from%20UK%20waters%20associated%20with%20marine%20biotoxins%20-%20Introduction>

（抜粋）

英国食品基準庁（FSA）は、英国海域での新興マリンバイオトキシンを特定し、規制制度の更新・変更の必要性を検討しており、ヒトの健康にリスクをもたらす可能性について COT の意見を求めた。2023 年と 2024 年に、新興マリンバイオトキシンに関する情報（概要、利用可能な毒性学的情報、英国海域を中心とした汚染実態データ、成人の推定ばく露量など）が COT に提供された。COT は、特に毒性学的情報が不足しているため、新興マリンバイオトキシンのリスクについて結論づけることや、健康影響に基づく指標値（HBGV）を導き出すことは不可能であると結論した。その代わりに、数値によるマリンバイオトキシンのリスクのランク付けが提案された。モニタリング、ヒト症例報告、動物の毒性データ、汚染実態の各項目にスコアを割り当てる（1～5、合計 20）ことで、リスクのランク付けが行われた。

英国及び EU では、現在 3 種類の貝毒群（麻痺性貝毒（サキシトキシン群（STX）および関連類似体）、脂溶性毒素（オカダ酸群（OA）・アザスピロ酸群（AZA）・ペクテノトキシン群（PTX）・イエソトキシン群（YTX））、記憶喪失性貝毒（ドウモイ酸群（DA））が規制対象となっている。今回新興マリンバイオトキシンと特定されたのは、ブレベトキシン（BTX）、パリトキシン（PITX）、テトロドトキシン（TTX）、新規 AZA 類似体および DA 類似体、PTX、シアノトキシン、環状イミン群（CI）（スピロリド（SPX）・ギムノジミン（GYM）・プテリアトキシン（PtTX）・ピナトキシン PnTX など）であった。これらのうち、新規 AZA 類似体および DA 類似体、PtTX については、データ不足のためランク付け対象から除外された。また、PnTX、PTX は別に議論されているため本声明案には含まれていない。

ランク付けの結果、TTX（スコア 19*）、PITX（スコア 17）、ミクロシスチン（ランク付けに必要なデータがそろっていた唯一のシアノトキシン、スコア 15）、BTX（スコア 13）、SPX（スコア 13）、GYM（スコア 11）の順となった。これらのスコアにより、TTX や PITX のような高リスクのマリンバイオトキシンと、BTX、SPX、GYM のような低リスクのマリンバイオトキシンを区別することができる。

- * TTX のスコア 19 の内訳は次のとおり：定期的なモニタリングは実施されていない（4）、ヒトでの中毒と死亡の報告あり（5）、神経毒性影響があり LD₅₀ が低い（5）、

UK 水域での検出率が高い (5 : フランス・スペイン・イタリア・ギリシャ・オランダ・アイルランド・UK で腹足類と二枚貝から 0.0003~0.541 mg/kg 検出されている)。リスクのランク付けには、以下のような不確実性が伴う。

- 日常的なモニタリングが行われていないため、新興のマリンバイオトキシンがすでに英国海域や貝類に存在しているかどうかが不明確である。
- 特に胃腸への影響など軽度から中等度の症状しかない場合、ヒト中毒症例として報告されない可能性がある。
- 悪化因子、複数のマリンバイオトキシンによる汚染、持続的な症状など、ヒト症例報告に関する詳細な情報が不足している。
- 毒性プロファイルの区別に使用された LD₅₀ については、基となっている研究の数が限られている。
- 毒性学的データが限られているため、HBGV を導出することができなかった。推定ばく露量の明確な基準がないため、公衆衛生に対する現在のリスクについて明確な結論を導き出すには限界がある。

このような不確実性はあるが、リスクのランク付けは、規制当局の意思決定を支援するための新興マリンバイオトキシンの優先順位を示している。但し、リスクのランク付けは限られた知見に基づくものであり、より多くの情報が入手可能になれば、これらのマリンバイオトキシンのリスクに関する知見が変化する可能性があることに留意すべきである。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 16/ 2025（2025. 08. 06）

【COT】COT 会合：2025 年 7 月 15 日

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202516c.pdf>

（第一次声明案に関する記載あり）

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung）
<https://www.bfr.bund.de/en/home.html>

1. 科学的嗅覚の持ち主：イヌは動物用飼料に含まれる有毒植物を特定するのに役立つ
干し草に含まれる *Senecio* 属植物（*Senecio vernalis*（ハナノボロギク）など）は家畜に健康リスクをもたらす

Scientific sniffers: Dogs help to identify toxic plants in animal feed.

Ragwort (*Senecio vernalis*) in hay poses a health risk to livestock

20/10/2025

<https://www.bfr.bund.de/en/notification/scientific-sniffers-dogs-help-to-identify-toxic-plants-in-animal-feed/>

- 6 匹のイヌ（名前はレオ、シリ、スリ、ケーテ、ヒルデ、バルニ）がドイツ連邦リスク評

価研究所(BfR)で手伝いを始めた。イヌ達は飼料をより安全にする役目を担っている。そのために、彼らは干し草に含まれるハナノボロギクなどの有毒植物を嗅ぎ分ける訓練を受けた。

この植物は天然に、植物二次代謝物であるピロリジジナルカロイド(PA)を産生する。PAの中には肝臓に損傷を与え、がんの原因となりうるものもある。この植物が干し草やサイレージに混入すると、特に牛や馬では致命的な中毒を引き起こす可能性がある。少量の場合は、PAは動物性食品に移行し、ヒトが体内に取り込む可能性もある。

この研究プロジェクトの最初の結果から、イヌは匂いによってハナノボロギクをその他の植物と確実に区別できることが示されている。またイヌは、ごく少量のハナノボロギクが含まれる干し草サンプルも検出できる。最終段階では、イヌは実際の状況下で干し草ロールに含まれるハナノボロギクを特定するよう求められる。

将来、特別に訓練を受けたイヌは、例えば、飼料用干し草の汚染を検査したり、リスクを考慮した適切なサンプリングができるよう、馬の飼い主を手助けする可能性がある。

Senecio 属は、世界中に存在する多くの種を含む植物属である。飼料に混入する可能性に関して言えば、ハナノボロギクやヤコブボロギクが特に重要である。どちらの種も、草食動物に対する防御として PA を産生し、成功している。馬や牛は通常、牧草地で草を食べる際、これらの苦味のある植物を避ける。しかし、これらの植物が干し草やサイレージに混入すると、動物たちは、これらの植物に含まれている PA も一緒に摂取してしまう。PA は比較的少量でも肝臓障害を引き起こす可能性があり、最悪の場合、大量に摂取するとその動物は死に至る可能性がある。現在まで、干し草に含まれるこのような不純物を確実に検出する簡単な方法はない。

ここで動物の研究アシスタントが登場する。飼い主と共に匂いの検出作業に熱心に取り組んでいる 4 匹のラブラドルレトリバーと 2 匹のオーストラリアンシェパードが、特別にデザインされた実験で、望ましくない植物、具体的にはハナノボロギクを特定できることを証明することに挑戦した。**Carola Fischer-Tenhagen** 博士のチームは、まずイヌにハナノボロギクの特徴的な匂いを認識させる訓練をした。最初の一連の実験では、実験者が、一列に並べたタンポポ、ノハラガラシ、キンポウゲを含む合計 12 種類の植物サンプルの中に 1 つのハナノボロギクサンプルを置いた。実験は二重盲検試験で、イヌの飼い主と実験を行った科学者のどちらも、どの容器にハナノボロギクサンプルが入っているのかを知らなかった。これにより、飼い主や科学者からの意図しないシグナルがイヌを正しい道に導くことを防いだ。6 匹のイヌは合計 419 サンプルの匂いを嗅いだ。その結果、全てのテストで、イヌはハナノボロギクを含むサンプルを見つけた(感度: 100%)。誤検知(偽陽性)はほとんどなかった。つまり、ほとんどの場合、イヌはその他の植物をハナノボロギクと誤認しなかった(特異度: 88%)。

2 回目の一連の実験では、400g の干し草が入ったバケツに 3g のハナノボロギクを混ぜ、再びイヌ達に探索させた。6 匹のイヌは合計 402 サンプルを調べ、この実験でも同様に高い

正解率を達成した。感度は 97%で、特異度は 98%だった。来年初めに行われるこの実験の最終段階は、イヌの実技試験となる予定である。彼らは、圧縮された丸ごとの干し草ロールに含まれる少量のハナノボロギクを検出しなければならない。

PA を含む植物の摂取後の重度の中毒は、家畜で繰り返し発生している。例えば、干し草やサイレージを介して *Senecio* 属植物(学名 *Senecio alpinus*:ドイツ語名 Alpenkreuzkraut)を摂取した肉牛で肝硬変が検出されている。PA は牛乳やその他の動物性食品を介してヒトの体内に取り込まれる可能性がある。動物性食品に健康リスクをもたらすような濃度の PA が含まれているという根拠は今のところないが、食品に含まれる PA などの遺伝毒性発がん物質の濃度は、技術的に可能な限り低くするべきだという原則が当てはまる。

* ピロリジジナルカロイドに関する詳細情報

食品に含まれるピロリジジナルカロイドに関する Q&A

<https://www.bfr.bund.de/en/service/frequently-asked-questions/topic/questions-and-answers-on-pyrrolizidine-alkaloids-in-food/>

トピックページ ピロリジジナルカロイドの健康評価

<https://www.bfr.bund.de/en/food-safety/assessment-of-substance-risks-in-foods/health-assessment-of-contaminants-in-food/health-risk-assessment-of-mycotoxins-and-plant-toxins-in-food/health-assessment-of-pyrrolizidine-alkaloids/>

2. フードサプリメントの意味と無意味

ドイツ連邦健康衛生雑誌の特集号では、ビタミン、ミネラル、その他の物質のベネフィット、リスク、認識に焦点を当てている

The sense and nonsense of food supplements

Special issue of the Federal Health Gazette focuses on the benefits, risks and perception of vitamins, minerals and other substances

03/11/2025

<https://www.bfr.bund.de/en/press-release/the-sense-and-nonsense-of-food-supplements/>

診療所、友達、ソーシャルメディア — 消費者がどこでフードサプリメントについての情報を得るのかによって違いは生じるのか? ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)による最新の調査によると、ソーシャルメディアを通じて情報を得る人々は、その他の情報源から情報を得る人々よりも、より多くの種類のフードサプリメントを摂取し、全体的により肯定的に評価している。ソーシャルメディアという面におけるフードサプリメントの使用と認識に関する研究は、ドイツ連邦健康衛生雑誌(Bundesgesundheitsblatt)の最新号の主要テーマ「微量栄養素」の一環として掲載された多くの論文のうちの 1 つである。この雑誌はフードサプリメントに関する科学に基づく洞察を提供し、とりわけ、ベネフィットと起こりうるリスクとの複雑な関係性をわかりやすく説明している。「ソーシャルメディアも、今日では健康に関するコミュニケーションにおいて重要な役割を果たしているが、掲載されている

情報は必ずしも技術的に正確とは限らない。例えば、回答者の大多数はフードサプリメントが市販薬だと誤解しており、約半数は市販前にその安全性が検査されていると信じている」と BfR 長官 **Andreas Hensel** 教授は述べた。この特集号では科学的知見の現状をまとめ、この複雑な分野における重要なガイダンスを提供している。

BfR の調査では、回答者の 4 分の 3 以上が、過去 12 ヶ月間にフードサプリメントを摂取したと答えた。フードサプリメントにはビタミン類やミネラル類などの微量栄養素が含まれている場合もあるが、栄養学的又は生理学的機能のある「その他の物質」が含まれている場合もある。これらには、例えば脂肪酸やアミノ酸だけでなく、「植物性成分」、つまり植物性物質や抽出物も含まれている。

フードサプリメントは人気があるが、ほとんどの消費者には不必要である。BfR の科学者も関与するドイツ連邦健康衛生雑誌の別の論文によると、摂取データから、いくつかの例外を除き、ドイツ国民は通常の食事の一部として十分な量の微量栄養素を摂取していることが示されている。この論文では、微量栄養素が既に十分供給されている場合、フードサプリメントの摂取にベネフィットがあるという根拠はないことも記述されている。しかし、高用量のサプリメントの定期的な摂取は、特に EU で現在十分規制されていない「その他の物質」が含まれている場合、有害健康影響のリスクが高まる。著者らは、フードサプリメントは法的には食品として分類されており、製造業者や流通業者が摂取の安全性を確保する責任があると説明している。公式の試験や承認プロセスはない。食品安全当局は市販製品の法的要件への適合を確保するために無作為検査を実施している。これは消費者保護に大きな課題をもたらしている。特に、オンラインでのフードサプリメントの販売が増えているからであり、例えば、ドイツに拠点を置いていないオンラインショップについては、ドイツ連邦州の食品監視当局による監視ができないためである。

フードサプリメントに関する別の問題は、この特集号のその他の論文で説明されているように、医薬品との区別が必ずしも簡単ではないことである。多くの消費者は、錠剤などの似たような剤形も一因となって、フードサプリメントには医薬品と同様の明らかな効果があると誤解している。しかしそのようなサプリメントが、病気の予防や治療、あるいは症状を緩和することを意図していないことは明らかである。

最後に、この特集号では、栄養摂取が不十分な状況などにおけるフードサプリメントのベネフィットも取り上げている。これは、ビーガンにとってのビタミン B12 などの特定の食事、又は、ヨウ素の必要量が増える妊娠中や授乳中などの特定の状況で起こりうる。これらの論文で明らかにされているように、特定の微量栄養素の補完が推奨されるかどうかは生活状況や個人の健康状態による。この判断は、独自にではなく、医師と相談して行う必要がある。

* 発表論文（ドイツ語）

Bundesgesundheitsblatt, Volume 68, Issue 11, November 2025（特集号）

<https://link.springer.com/journal/103/volumes-and-issues/68-11>

- Obstfeld, H., Lohmann, M.
Food supplements in the context of social media: results from a survey on use and perceptions in Germany.
Bundesgesundheitsblatt 68(11), 1272–1282 (2025).
<https://doi.org/10.1007/s00103-025-04133-2>
- Bendadani, C., Bakhiya, N., Breitweg-Lehmann, E. et al.
Food supplements and fortified foods: benefits, risks and approaches to consumer protection.
Bundesgesundheitsblatt 68(11), 1226–1236 (2025).
<https://doi.org/10.1007/s00103-025-04134-1>

* フードサプリメントに関する詳細情報

微量栄養素と関連トピックスに関する情報ページ

<https://www.microco.info/>

フードサプリメントに関するよくある質問

<https://www.bfr.bund.de/en/release/frequently-asked-questions-on-food-supplements/>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 3/ 2024（2024. 02. 07）

【BfR】子供向けフードサプリメント – 良い考えではない?!

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202403c.pdf>

● 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<https://www.fda.gov/>

1. 鉛含有量が高いため、FDA の公衆衛生警告にシナモン製品が追加された

More Ground Cinnamon Products Added to FDA Public Health Alert Due to Presence of Elevated Levels of Lead

October 30/November 7, 2025

<https://www.fda.gov/food/alerts-advisories-safety-information/more-ground-cinnamon-products-added-fda-public-health-alert-due-presence-elevated-levels-lead>

米国食品医薬品局（FDA）は、10月30日に DEVI ブランド及び BaiLiFeng ブランドのシナモン製品、11月7日に Venzu Traders ブランドのシナモン製品にも高濃度の鉛が確認されたため、公衆衛生警告の情報を更新した。FDA は小売店でサンプルを採取した。鉛濃度はそれぞれ、2.92 ppm、10.7 ppm、3.00 ppm。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 22/ 2025（2025. 10. 29）

【FDA】鉛含有量が高いため、FDA の公衆衛生警告にシナモン製品が追加された
<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202522c.pdf>

2. リコール情報

- SiluetaYa 社は、健康リスクの可能性のため、Tejocote 製品をリコールする

SiluetaYa Recalls Tejocote Product Because of Possible Health Risk

November 04, 2025

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/siluetaya-recalls-tejocote-product-because-possible-health-risk>

SiluetaYa 社は、FDA の分析により、テホコテ (tejocote) の根が *Thevetia peruviana* (キバナキョウチクトウ) と思われたため、リコールを実施する。この製品はオンラインで販売されていた。製品写真あり。

-
- 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <https://www.epa.gov/>

1. EPA は PFAS 報告要件の実用性と実施可能性を向上させ、規制上の負担を軽減するための改正案を発表する

EPA Proposes Changes to Make PFAS Reporting Requirements More Practical and Implementable, Reducing Regulatory Burden

November 10, 2025

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-changes-make-pfas-reporting-requirements-more-practical-and-0>

米国環境保護庁 (EPA) は有害物質規制法 (TSCA) に基づくパー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) 報告の範囲を改正する提案を発表した。この提案は、規則をより実用的かつ実施可能なものとし、企業にとって不要なあるいは重複する可能性のある報告要件を削除し、PFAS に関する重要な用途及び安全情報の入手能力を維持することを目的としている。

2023 年 10 月、バイデン政権下の EPA は、TSCA 第 8 条(a)(7)項に基づく PFAS 報告及び記録保管に関する一時的な規則を最終決定した。この規則では、2011 年から 2022 年までのいずれかの年に PFAS を製造した製造業者 (輸入業者を含む) に対し、ばく露及び既存の環境・健康影響に関するデータを EPA に報告することを義務付けた。この規則には実用的な実施基準がなく、中小企業や輸入業者に不必要な負担を強いる一方で、有意義な環境上の成果を達成できない、不適切な規制設計である。

本提案では、この報告規則を改善し、規制上の報告の負担を軽減し、業界における規制の確実性を高めることで、Zeldin 長官の「Powering the Great American Comeback」イニシアチブを支援する。結果として、コストの削減につながり、EPA にとって最も関連性の高

い PFAS データを確実に入手できるようにしている。この EPA の改正案では、PFAS に関する重要な報告要件を維持しながら、製造業者が知る可能性や合理的に判断する可能性が最も低い活動に関する報告を免除する。提案されている免除対象は以下である。

- 濃度 0.1%以下の混合物又は製品として製造（輸入を含む）される PFAS
- 輸入品
- 特定の副産物
- 不純物
- 研究開発用化学物質
- 非単離中間体

EPA はまた、特定のデータで報告すべき内容を明確にし、データ提出期間を調整するための技術的修正も提案している。2025 年 12 月 29 日まで意見募集中である。

* 官報

Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) Data Reporting and Recordkeeping Under the Toxic Substances Control Act (TSCA); Revision to Regulation

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/13/2025-19882/perfluoroalkyl-and-polyfluoroalkyl-substances-pfas-data-reporting-and-recordkeeping-under-the-toxic>

* 関連情報

TSCA Section 8(a)(7) Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/tsca-section-8a7-reporting-and-recordkeeping>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 21/ 2023（2023. 10. 11）

【EPA】 コミュニティを永遠の化合物からより良く守るために PFAS データの報告を求める規則を最終化する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202321c.pdf>

2. EPA はパラコート揮発可能性に関する最新のレビューを公表し、製造業者に追加データを要求する予定である

EPA Updates Review on Potential Paraquat Volatilization and Plans to Request Additional Data from Manufacturers

November 13, 2025

<https://www.epa.gov/pesticides/epa-updates-review-potential-paraquat-volatilization-and-plans-request-additional-data>

米国環境保護庁（EPA）は、農薬パラコート（paraquat）が処理された農地から揮発する可能性に関する最新のレビューを公表した。このレビューを受けて、EPA はパラコートの揮発可能性に関する不確実性を解消するため、連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA）第3条(c)(2)(B)項に基づき、パラコート製造業者に対し、追加データを要求するデータ要請通知（DCI : data call-in）を発行する予定である。

パラコート（Paraquat dichloride）は、雑草防除を目的とし、米国で最も広く使用されている除草剤の1つである。

EPA は2019年にパラコートのヒト健康リスク評価案及び生態リスク評価案を公表した。2021年にEPAは暫定登録審査決定（ID : Interim Registration Review Decision）を公表し、2022年には、パラコート製品のラベルの改訂を承認し、リスク低減措置を実施した。その後、2024年1月にSyngenta Crop Protection社により、パラコートの新たな蒸気圧（vapor pressure）調査が提出された。この新たな蒸気圧調査では、パラコートの蒸気圧が、EPAの前のリスク評価で使用された値よりも高いことが示された。

EPAはこの蒸気圧調査について審査し、今回、最新のレビューを公表した。この中で、EPAは、新たな蒸気圧調査と既存のデータを統合し、パラコートの揮発可能性に関する不確実性は従来考えられていたよりも大きいという結論を示している。

EPAは、今後、絶滅危惧種保護法（EDTA）及び内分泌かく乱作用に関する評価も完了したのち、パラコートの最終登録審査決定を下す予定である。

＊詳細情報

パラコートの揮発に関する最新レビュー

PARAQUAT: Review of the Volatilization Potential of Paraquat from Field Uses

<https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OPP-2011-0855-0554>

Paraquat Dichloride

<https://www.epa.gov/ingredients-used-pesticide-products/paraquat-dichloride>

＊関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 19/ 2024（2024. 09. 18）

【APVMA】パラコートに関する規制決定案について

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202419c.pdf>

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ : Food Standards Australia New Zealand）<https://www.foodstandards.gov.au/Pages/default.aspx>

1. 食品基準通知

- Notification Circular 368-25
- 10 November 2025

<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/circulars/notification-circular-368-25>

承認－食品閣僚会議通知

- ・ 乳児用調製乳製品にヒトと同一のミルクオリゴ糖である 3-フコシルラクトースを任意で添加する許可
- ・ イベント Del/Ros1-N を含む紫トマト系統由来食品

2025 年 10 月 29 日、FSANZ 理事会は遺伝子組換え(GM)紫トマト由来食品を許可するための Australia New Zealand Food Standards Code の変更を承認した。

GM 紫トマトは、熟すにつれてアントシアニンと呼ばれる青色色素をより多く生成するよう遺伝子組換えされている。これによりトマトの皮と果肉が紫色になる。この組換えにより、多くの果物や野菜に天然に含まれる化合物であるクロロゲン酸の濃度も高くなる。これらの物質は一般的に食品に含まれており、安全に食べられる。

FSANZ の安全性評価から、GM 紫トマト由来食品は、オーストラリアやニュージーランドで既に供給されている従来のトマト由来食品と同様に安全であることが分かった。

GM 紫トマト及び原材料として GM 紫トマトを含む製品は、免除が適用されない限り、遺伝子組換えと表示しなければならない。

この申請の市販前食品安全性評価は、カナダ保健省と FSANZ の共有評価プロセスの下で完了した。このプロセスを通じて検討された 6 番目の GM 食品である。

- ・ 協議と評価

2025 年 7～9 月にパブリックコメントを募集した。この協議によるフィードバックと科学的評価に基づき、最終決定が行われた。

* 関連記事

食品安全情報（化学物質）No. 15/ 2025（2025. 07. 23）

【FSANZ】食品基準通知 Notification Circular - 346-25 新規申請と提案

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202515c.pdf>

食品安全情報（化学物質）No. 17/ 2025（2025. 08. 20）

【FSANZ】遺伝子組換え紫トマトに関する意見募集

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202517c.pdf>

-
- オーストラリア農薬・動物用医薬品局（APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority）<https://apvma.gov.au/>

1. 特定のジメトエート製品の一時停止

Suspension of specific dimethoate products

11 November 2025

<https://www.apvma.gov.au/news-and-publications/news/suspension-of-specific-dimethoate-products-251111>

オーストラリア農薬・動物用医薬品局(APVMA)は、ジメトエートを含む化学製品のブルーベリー、ラズベリー、ブラックベリーへの使用に関する製品登録及びラベル承認を一時停止したことを確認した。

ブルーベリー、ラズベリー、ブラックベリーに使用されるその他の化学物質には、現段階で規制措置は必要ない。

APVMA は 8 月にジメトエートのベリー類への使用に対する一時停止案を発表し、続いて 1 ヶ月間のパブリックコメント募集期間を設けた。11 月 11 日に発表されたこの決定は最終決定である。

APVMA はオーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ) が収集した新たな情報を受け取った。この情報には、オーストラリア人のブルーベリー、ブラックベリー、ラズベリーの摂取量は、2017 年に完了した直近のジメトエート再検討中に評価された量と比較して大幅に増えていることが示されている。

これらの摂取量に基づき、APVMA はこれらのベリー類への使用が承認されている全ての化学物質の潜在的な食事ばく露量を再評価し、承認されているラベルの指示に従ってジメトエートを使用する場合、ジメトエートが残留する可能性のある量と最大許容ばく露量との間に十分な安全マージンがないことが分かった。APVMA は、検出された残留物の量がヒトの健康に重大なリスクをもたらす可能性は低いと考えているが、予防措置として使用を一時停止した。

ベリー類は引き続き安全に食べられる。

APVMA はその他の承認されているジメトエートの使用は全て安全であることを引き続き確信している。

APVMA は 2025 年 11 月 11 日に、この一時停止の通知を APVMA 官報 No 23 に発表した。この通知には、決定の理由の簡潔な説明や停止期間中の使用に関する指示が含まれており、ブルーベリー、ラズベリー、ブラックベリーに使用する場合、14 日間の収穫保留期間を設ければジメトエートの継続使用が許可される。この許可は 1 年間有効である。

ジメトエート製品の登録保有者は、ブルーベリー、ブラックベリー、ラズベリーの 14 日間の収穫保留期間を含むように登録変更するか、これらのベリー類への使用パターンを完全に削除するよう APVMA に申請でき、これにより製品の一次停止は解除される。

特定のジメトエート製品の登録とラベルを一時停止するこの決定は、2025 年 9 月 2 日に締め切られた一時停止案に関するパブリックコメント募集を受けて行われた。22 件のコメント提出を受け取り、そのうちの 16 件は APVMA のウェブサイト上での公表許可を得た。全ての提出物がレビューされたが、「製品が安全基準を満たさない可能性があり、ラベルが農薬及び動物用医薬品コード (Agvet コード) の表示基準を満たさない可能性がある」という APVMA の評価を変えるような情報は提出されなかった。提出物と APVMA の検討の概要は APVMA のウェブサイトですべて入手可能である。

＊官報

<https://www.apvma.gov.au/news-and-publications/publications/gazette/gazette-23-11-nov-25>

＊パブリックコメント提出物と APVMA の検討の概要

Proposed suspension of dimethoate products – consideration of submissions received
<https://www.apvma.gov.au/news-and-publications/public-consultations/proposed-suspension-of-dimethoate-products-consideration-of-submissions>

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<https://www.tga.gov.au/>

1. TGA はコンプライアンス向上を支援するため、ソーシャルメディア広告に関するガイドランスを更新する

TGA releases updated social media advertising guidance to support improved compliance
5 November 2025

<https://www.tga.gov.au/news/media-releases/tga-releases-updated-social-media-advertising-guidance-support-improved-compliance>

オーストラリア TGA は、Advertising therapeutic goods on social media (ソーシャルメディアにおける医療用品広告) に関するガイドランスを更新した。このガイドランスは、広告主がソーシャルメディアを通じて医療用品 (therapeutic goods) を宣伝する際の法的要件を理解できるよう支援することを目的としている。

ソーシャルメディア上の医療用品の使用又は販売を促進する内容はすべて広告とみなされ、Therapeutic Goods Act 1989 (医療用品法) の規制要件を遵守する必要がある。ソーシャルメディア上で処方箋が必要な医薬品であるオゼンピックや美容注射剤を宣伝するのは違法であり、TGA が対処している。

更新されたガイドランスでは、以下の点について説明している。

- 広告とみなされる可能性のあるソーシャルメディア活動の種類
- インフルエンサーやアカウント所有者を含む広告主の法的責任
- 一般的なコンプライアンス上の問題、及び問題を回避する方法 (必須の健康警告文の適切な表示、コンプライアンスに準拠した証言や推薦文の使用方法など)

企業及びソーシャルメディアアカウント所有者 (インフルエンサーを含む) は、作成、共有、又は管理するすべてのコンテンツに責任を負う。

TGA は、医療用品の違法広告の可能性のあるオンラインコンテンツを積極的に監視し、違反の疑いがある場合は特定及び対処する。2024～25 年度には、TGA はデジタルプラットフォームから 13,700 件を超える違法広告の削除を要請した。又、TGA は

Telecommunications Act 1997 に基づき、インターネットサービスプロバイダーに、違反のあるサイトへのアクセスの遮断を義務付けている。

＊ソーシャルメディアにおける医療用品広告に関するガイダンス

Guidance: Advertising therapeutic goods on social media

<https://www.tga.gov.au/resources/guidance/advertising-therapeutic-goods-social-media>

(抜粋)

広告とみなされるソーシャルメディア活動

医療用品法に基づき、医療用品又は電子タバコ関連製品に対する注目を集めその使用又は販売を促進することを意図したあらゆる記述、画像表現、又はデザインは、広告とみなされる可能性がある。広告には以下の目的を意図したソーシャルメディア活動が含まれるが、これらに限定されない。

- 新規顧客の獲得（消費者に医療用品又は電子タバコ関連製品を求めるよう促すなど）
- 医療用品又は電子タバコ関連製品の消費又は使用の促進
- 製品又はブランドへの忠誠心と信頼の構築、製品の販売
- 広告ウェブサイトへのアクセスを促す

医療用品の広告に関する要件

医療用品の広告に関する要件はソーシャルメディアの広告にも適用され、「一般向けに広告できるものとそうでないもの」の要件（下記）に準拠する必要がある。

＊一般向けに広告できるものとそうでないもの

What can and cannot be advertised to the general public

<https://www.tga.gov.au/products/regulations-all-products/advertising/advertising-basics/what-can-and-cannot-be-advertised-general-public>

(一部抜粋)

TGA が規制する広告要件は、以下の医療用品が対象である。

- オーストラリア医療用品登録簿（ARTG : Australian Register of Therapeutic Goods）に記載されている製品
- TGA によって ARTG への掲載が免除されている医療製品
- ARTG に含まれていない、又はこの要件の対象外となっている医療用品（例えば、オーストラリアでの違法製品など）

一般消費者への広告が禁止されている医療用品

- 減量注射剤や医療用大麻など、処方箋が必要な医薬品及び物質
- 薬剤師のみが販売できる医薬品（Poisons Standard の appendix H に記載されているものを除く）
- 未承認の医療製品（TGA Special Access Scheme 又はその他の未承認の入手経路

を介した製品など）：

- ARTG に含まれていない、又はこの要件の対象外となっている医療用品（例：オーストラリアで違法に供給されている医薬品）
- ヒト細胞組織製品（HCT）など、生物製剤として規制されている医療用品
- 電子タバコ製品

一般向けに広告できる医療用品

オーストラリアのほとんどの市販医薬品（OTC 医薬品）や医療機器については、公共での広告が許可されている。医療用品は、消費者の健康状態に影響を与えることを目的とする。消費者は、健康上の懸念から広告表示の影響を受けやすく、特定の製品が自分に適しているかどうかを批判的に評価できない場合がある。そのため、医療用品の広告要件には、日用品の要件に加えて以下の特別な広告要件が適用される。

- 医療用品の広告基準を定めた **Therapeutic Goods Advertising Code** に準拠する必要がある
- TGA の事前承認又は許可がない場合、制限又は禁止されている表現を含んではならない。

医療用品に関する非宣伝情報

医療用品について一般に公開される情報のすべてが広告となるわけではなく、宣伝目的ではない情報は広告とはみなされない。これらの情報に対しては、TGA の広告要件は適用されない。

-
- オーストラリア・ニューサウスウェールズ州食品局（The NSW Food Authority）
<https://www.foodauthority.nsw.gov.au/>

1. 意見募集：オンラインで販売される食品の情報要件についての政策ガイドライン

Feedback sought: Policy guideline on information requirements for food sold online
5 November 2025

<https://www.foodauthority.nsw.gov.au/news/general-news/feedback-sought-policy-guideline-information-requirements-food-sold-online>

オーストラリアとニュージーランドの食品政策の調整を担う Food Regulation Standing Committee（食品規制常設委員会）は、包装済み食品のオンライン小売販売においてどのような情報を提供すべきかについて、意見を求めている。

委員会は、オーストラリア・ニュージーランド食品基準コード（Australia New Zealand Food Standards Code : Code）の今後の作業の参考となる政策ガイドラインの草案を作成した。この政策ガイドラインは、オンライン購入をする消費者が安全で十分な情報に基づいた購入決定を行うために必要な情報を入手できることを明確に示すことを目的としている。現在、Code には、食品がオンラインで販売される際に消費者に提供しなければならない情

報に関するガイダンスや要件は規定されていない。

政策ガイドラインは規制要件ではなく、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ）が食品規制措置を策定または見直す際に考慮する必要があるものである。本ガイドラインは、オンライン販売される包装食品の情報の要件に関する今後の作業に活用される予定である。本ガイドラインの具体的な政策原則では、食品を販売するオンラインプラットフォームは、日付表示やロット識別などの可変情報を除き、食品ラベルに記載されているのと同じ食品安全、栄養、及び情報に基づいた選択（informed choice）に関する情報を公表すべきであると提案されている。また、Health Star Rating（栄養面の利点を星の数で表すシステム）の情報がある場合は掲載すること、消費者が消費前に実際の食品ラベルを確認するよう促す文面を記載することも、原則に含まれている。

意見募集期間は 2025 年 12 月 12 日まで。

* 詳細情報

Food Regulation Standing Committee Consultation: Policy guideline on information requirements for prepackaged food sold online

<https://consultations.health.gov.au/chronic-disease-and-food-policy-branch/policy-guideline-food-sold-online/>

● ニュージーランド第一次産業省（MPI : Ministry of Primary Industry）

<https://www.mpi.govt.nz/>

1. ニュージーランドにおける動植物用抗生物質の販売は引き続き減少傾向である

New Zealand antibiotic sales for plants and animals continue downward trend

05 November 2025

<https://www.mpi.govt.nz/news/media-releases/new-zealand-antibiotic-sales-for-plants-and-animals-continue-downward-trend>

2024 年農業用抗生物質販売報告書が発表された。ニュージーランドは、薬剤耐性（AMR）との闘いにおいて進展を見せており、動物用及び植物用抗生物質の販売売上は 7 年連続で減少している。

* 2024 年農業用抗生物質販売分析報告書

2024 Antibiotic agricultural compound sales analysis

<https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/70785-2024-Antibiotic-Agricultural-Compound-Sales-Analysis>

抗生物質の総販売量は、2023 年の 39,549 kg から 2024 年には 1,692 kg（4%）減少し、37,858 kg となった。これは 7 年連続の減少となり、2017 年に報告された総量と比較して

47%減少した。2024 年の販売分析には、初めて糖リン脂質 (glycophospholipids)、オルトソマイシン、キノキサリンの 3 種類の抗生物質が含まれた。上記 3 物質を除外した販売量は 2023 年の 39,549 kg から 6%減少し、37,341 kg であった。

今回の評価対象となった 18 種類の抗生物質のうち、8 種類の抗生物質で販売量が減少し、2023 年と比べると、合計 3,357 kg 減少した。2024 年の減少に主に寄与したのは、

- 第一及び第二世代セファロスポリン (184 kg (12%) 減少)、
- ペニシリン (2,903 kg (15%) 減少)、
- ポリペプチド (169 kg (4%) 減少)

であった。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 23/ 2023（2023. 11. 08）

【MPI】動物や植物に使用される抗生物質の販売はほぼ 4 分の 1 の減少

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202323c.pdf>

● 香港政府ニュース <https://www.cfs.gov.hk/english/index.html>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載しています。

1. 違反情報

● 包装済みスープのサンプルが栄養表示規則に違反

Prepackaged soup sample not in compliance with nutrition label rules

November 6, 2025

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20251106_11946.html

中国産スープのサンプルが、総脂質 1.1 g/100 g という表示のところ、1.7 g/100 g の検出結果であった。

● 台湾当局 – ベトナムから台湾に輸入された MCCORMICK FRANCE 社の「黒胡椒粒 (999014960 MCC RC BLACK PEPPER COARSE 37GM)」に、許可されていない着色料のスーダン IV が含まれていた件に関する通知

The authority of Taiwan reported that a batch of 「黒胡椒粒(999014960 MCC RC BLACK PEPPER COARSE 37GM)」 by MCCORMICK FRANCE SAS originated from Vietnam was found to contain colouring matter, Sudan IV, which is not permitted according to the Taiwan standard.

12 November 2025

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20251112_2.pdf

-
- 韓国食品医薬品安全処（MFDS : Ministry of Food and Drug Safety）

<https://www.mfds.go.kr/eng/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2025.10.31～2025.11.6

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43466

- 2025.10.24～2025.10.30

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43465

2. 国民と共に食品医薬品安全の基準を作ります

規制改革法務担当官 2025-11-05

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49438

食品医薬品安全処は 11 月 5 日、「国民と共に作る安全の基準」をテーマに「食品医薬品安全 50 大課題 国民報告会」を開催した。今回の「食品医薬品安全 50 大課題」は、国民の安全を原則として国民生活の不便を解消し、脆弱階層支援、AI・バイオベースの新技术を適用した新産業成長の基盤を構築するために策定した。

食品医薬品安全 50 大課題の 7 つの代表課題は以下の通りである。

- ・ 迅速な希少疾病用医薬品の導入により、希少疾病患者の治療機会を拡大する。
- ・ 革新製品の事前相談ホットライン（1551-3655）を稼働させ、ワンストップ規制事前コンサルティングを支援する。
- ・ 有害食品情報！「需要者向け SNS」がリアルタイムで案内する。
- ・ 抗がん剤臨床試験の参加要件を改善し、がん患者の臨床治療機会を拡大する。
- ・ 自分が摂取する健康機能食品の安全情報を QR コードで確認する。
- ・ AI ベースの食肉異物迅速安全管理を推進する。
- ・ 脱カフェインコーヒーの明確な基準を設ける。

（以下、食品関連抜粋）

有害食品情報！「需要者向け SNS」がリアルタイムで案内する

（現状）現在、テキストメッセージなどを通じて有害食品回収情報を提供しているが、消費者がリアルタイムで情報を確認するのに困難があった。

（改善）需要者向け SNS を活用し、有害食品の回収情報をリアルタイムで通知することで、国民が有害食品を購入・摂取することを阻止する。

自分が摂取する健康機能食品の安全情報を QR コードで確認する

（現状）健康に対する国民の関心が高まり、また超高齢化社会への移行に伴い、健康機能食品と医薬品を併用する事例が増加している。しかし、消費者が健康機能食品を摂取する際の

注意事項など必要な情報と、これを確認する方法が不足している。

(改善) 健康機能食品と医薬品を同時に摂取する際の注意事項を消費者が容易に確認できるよう QR コードを作成・配布し、国民の健康機能食品安全情報へのアクセス性を高め、適切な健康機能食品摂取を促す。

AI ベースの食肉異物迅速安全管理を推進する

(現状) 業界では食肉中の異物を検出するため金属探知機、X 線装置などの機器を利用してはいるが、注射針のように薄く小さな異物が発見される事例があり、より精密な異物管理が必要だという消費者の声があった。

(改善) AI 技術を活用し、食肉包装処理過程における注射針などの異物検出率と精度を高めた「食肉 AI 異物検出機」を開発し、消費者の安全な食肉消費環境を整備すると共に、事業者の廃棄コスト削減を推進する。

脱カフェインコーヒーの明確な基準を設ける。

(現状) 現在、カフェイン含有量を 90%以上除去したコーヒーは「脱カフェイン (デカフェ)」と表示できるが、コーヒー豆のカフェイン含有量が多い場合、最終製品のカフェイン残留量も多い可能性があるにもかかわらず、消費者がカフェインを含まないコーヒーと誤認・混同する恐れがあるとの指摘があった。

(改善) カフェイン除去処理後の残留カフェイン含有量が 0.1%以下のコーヒー豆を使用したコーヒーのみ「脱カフェイン (デカフェ)」と表示できるように改善し、国際的に通用する基準と調和を図るとともに、消費者目線での情報を提供する。

<添付>

1. 食品医薬品安全 50 大課題 (インフォグラフィック)
2. 食品医薬品安全 50 課題 (代表課題)
3. 食品医薬品安全 50 課題 (一般課題)
4. 課題別担当者の現状

3. 食品医薬品試験・検査成績書、いつでも政府 24 で発行

試験検事正本課 2025-11-04

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49433

食品医薬品安全処は、食品・医薬品分野の試験・検査機関が電子試験・検査成績書*を発行できるシステムを構築し、11 月 6 日から試験運用を開始すると発表した。

* 電子試験・検査成績書:「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」第 11 条第 2 項に基づき、試験・検査機関が実施した試験・検査結果を電子文書(「電子文書及び電子取引基本法」第 2 条第 1 号)の形態で発行した試験・検査成績書

食薬処は食品医薬品規制革新課題の一環として、統合実験室情報管理システム(LIMS)*で電子試験・検査成績書を発行し、政府 24 と連携して、試験・検査依頼者がいつでもどこでも成績書を発行・閲覧・保存・第三者提出(流通)できるように改善した。

* 統合実験室情報管理システム(LIMS)：食品・医薬品の試験・検査機関（政府・民間機関・製造事業所）が使用する実験室設備、試験・検査情報などを統合管理する情報システムで、製造業者、自治体など 937 機関で利用中

特に、政府 24 が提供する偽造防止システムを通じて、安全な電子試験・検査成績書の流通が可能になる。

4. 食薬処、ナトリウム・糖類低減製品の開発を支援

食生活栄養安全政策課 2025-10-29

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49419

食品医薬品安全処は、国民の健康的な食生活を支援するため、ナトリウム・糖類低減製品開発技術支援事業を推進した結果、韓牛コムタンなど加工食品 7 種と、宴麺（チャンチュクス）など調理食品 8 種が開発されたと明らかにした。

食薬処は、ナトリウム・糖類低減製品の生産・流通を活性化し、消費者の選択権を拡大するため、加工食品及び調理食品を対象に低減製品開発支援事業を推進している。今年は、中高年層におけるスープ類を通じたナトリウム摂取量が高いこと、女兒の糖類摂取量が世界保健機関(WHO)の推奨基準を超過していることを考慮して、食肉抽出加工品（スープ類）、チョコレート加工品などを開発支援品目として選定した。

今回開発された製品は、ナトリウムの使用量を減らし玉ねぎや大根などで味付けしたため、自社類似製品と比較してナトリウムを 53%削減した韓牛コムタンや、砂糖の使用量を減らし、流通食品の平均値と比較して糖類含有量を 55%削減したチョコサンドなどである。これらの製品には、消費者がナトリウム・糖類低減製品であることを簡単に確認できるように、「食薬処の平均値よりナトリウムを 50%削減」「糖類を減らした」などの表示ができる。

なお、食薬処は家庭でも健康的な食生活を実践できるよう、ナトリウム・糖類低減レシピを紹介する「私たちの体が望む三々韓食膳」を毎年発刊している。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 25/ 2024（2024. 12. 11）

【MFDS】食薬処、ナトリウム・糖類低減製品の開発を支援

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202425c.pdf>

5. 回収措置

食品医薬品安全処は、残留農薬が基準値を超過して検出された以下の製品について、販売中止して回収措置する。

● 輸入「ニンニクの芽」及び「冷凍ホウレンソウ」

輸入流通安全課 2025-11-07

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49449

輸入食品などの輸入販売業者が輸入・販売した輸入「ニンニクの芽」と輸入「冷凍ホウレンソウ」から、残留農薬（イマザリル、ファモキサドン）が基準値（0.01 mg/kg 以下）を

超過して検出された。

1. ニンニクの芽：イマザリル 0.13 mg/kg 検出
2. 冷凍ホウレンソウ：ファモキサドン 0.52 mg/kg 検出

● 農産物「五味子」

農水産物安全政策課 2025-11-06

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49445

流通専門販売業者が包装・販売した国産「五味子（食品タイプ：農産物）」から、残留農薬（クロロピリホス）が基準値（0.01mg/kg）を超過して検出（0.08 mg/kg）された。

● 輸入「バナナ」

輸入流通安全課 2025-10-30

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49422

市販されているベトナム産「バナナ」から、残留農薬（クロチアニジン及びチアメトキサム）が基準値（それぞれ 0.01 mg/kg 以下、0.02 mg/kg 以下）を超過して検出（0.04 mg/kg、0.05 mg/kg）された。

● 輸入「キクラゲ」

- 輸入流通安全課 2025-11-06

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49446

輸入食品などの輸入販売業者が輸入・販売した「キクラゲ」から、残留農薬（ガルベンダジム）が基準値（0.01 mg/kg 以下）を超過して検出（0.45 mg/kg）された。

- 輸入流通安全課 2025-11-03

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49431

市販されている輸入「キクラゲ」から、残留農薬（ガルベンダジム）が基準値（0.01 mg/kg 以下）を超過して検出（0.25 mg/kg）された。

- 輸入流通安全課 2025-10-28

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49417

輸入食品などの輸入販売業者が輸入・販売した「キクラゲ」から、残留農薬（ガルベンダジム）が基準値（0.01 mg/kg 以下）を超過して検出（0.18 mg/kg）された。

● シンガポール食品庁（SFA : Singapore Food Agency）<https://www.sfa.gov.sg/>

1. SFA は未来の食品と食品安全の飛躍的進歩を推進するため 4,200 万ドルを拠出する
SFA COMMITS \$42 MILLION TO DRIVE BREAKTHROUGHS IN FUTURE FOODS
AND FOOD SAFETY

04 Nov 2025

<https://www.sfa.gov.sg/news-publications/newsroom/sfa-commits-42-million-to-drive-breakthroughs-in-future-foods-and-food-safety>

Singapore Food Story (SFS)研究開発プログラムは、都市農業、水産養殖、未来の食品、そして食品安全における食品イノベーションの加速を目指している。SFS 研究開発プログラムの第2フェーズにおいて、シンガポール食品庁 (SFA) は、未来の食品と食品安全に関連する11のプロジェクトに4,200万ドルを助成した。プロジェクトは以下の2つの助成金募集を通じて選定された。

- **Second Future Foods Grant Call** : 代替タンパク質製品の栄養と機能性を強化する革新的なソリューションの追及に重点を置く。
- **Food Safety Grant Call** : 食品イノベーションの毒性学的評価のための動物を使用しない新しいアプローチ方法論(NAMs)の開発をサポートする。

精密発酵・持続可能性センター (PreFerS) にも、研究成果を市場投入可能なソリューションへと転換するために追加資金が提供された。PreFerS は、シンガポール国立大学 (NUS) とイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 (UIUC) によって2024年に設立され、国立研究財団 (NRF) の優れた研究・技術企業キャンパス (Campus for Research Excellence and Technological Enterprise: CREATE) の支援を受けている。このプロジェクトは、健康に良い脂質や機能性タンパク質といった高付加価値成分の効率的かつ持続可能な生産方法の開発を目指している。

<11のプロジェクトのテーマ>

Second Future Foods Grant Call

- **ダイジェスト** : 革新的な消化管効率とスマートテクノロジーの開発 (DIGEST : Developing Innovative Gastrointestinal Efficiency and Smart Technologies)
- **代替脂質 (Alternative Lipids)** : 代替タンパク質のためのオメガ3多価不飽和脂肪酸 (PUFA) 強化リン脂質の精密発酵ベースの生産
- **大規模な食品適用のための微細藻類バイオマス/タンパク質の風味、栄養、機能特性の向上**
- **代替タンパク質の技術的機能特性と栄養価を高める統合した加工方法 (NutriBoost)**

Food Safety Grant Call

- **培養細胞 (Cultivated Cells)** の安全性評価のための頑健なヒト心臓肝臓生体模倣システム
- **共有結合修飾 (Covalent Modifications)** の調査とリスク評価のための NAMs の進歩による精密発酵タンパク質のアレルゲン性と免疫毒性の評価
- **培養肉 (cultivated meat)** における低分子添加物の評価のための次世代トキシコキネティック(toxicokinetic)及び安全性のプラットフォーム

- 食品の安全性を評価するための高度リスク検出肝臓・腸プラットフォーム（Li-GuARD : Liver-Gut Platform for Advanced Risk Detection）（肝臓と腸の相互作用を模倣した臓器チップ（OoC）技術を利用したプラットフォーム）
- DiPLOTIX : 食品毒性物質の安全性評価のためのヒト iPS 細胞由来肝オルガノイドと腸管チップの統合プラットフォームの開発
- 細胞性食品及び発酵由来食品の汚染物質による食品安全リスクの評価のための発達神経毒性評価プラットフォーム

CREATE Programme

- 精密発酵と持続可能性センター（PreFerS）

2. Forum Replies : 寄付された食品の安全性確保における共同責任

Joint responsibility to ensure safety of donated food

08 Nov 2025

<https://www.sfa.gov.sg/news-publications/newsroom/joint-responsibility-donated-food>

シンガポール食品庁（SFA）は、「寄付された食品の安全性確保は、食品提供者、食品慈善団体や食品流通団体などの仲介者、政府、そして寄付された食品の受取人の共同責任である」という意見に対し、以下のように回答した。

- SFA は食品提供者が食品安全に関する法律で求められる基準と行動を理解し、遵守できるよう支援するために、**Guidelines for Food Donation**（食品寄付に関するガイドライン）を策定している。食品の安全は共同責任である。寄付された食品の受取人も、消費前に官能確認（見る、嗅ぐ、触る）を行うなど、食品安全に関する適切な慣行を実践することで、自らの役割を果たす必要がある。

* GUIDELINES FOR FOOD DONATION

<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/food-donation/guidelines-for-food-donation.pdf>

● その他

論文紹介（ドイツ連邦リスクアセスメント研究所：BfR）

- ダイエタリーサプリメントの使用者の動機、情報行動、認識、意図を探る：ドイツにおける横断的調査研究

Exploring motivations, information behavior, perceptions, and intentions among dietary supplement users: a cross-sectional survey study in Germany

07 October 2025

<https://www.frontiersin.org/journals/nutrition/articles/10.3389/fnut.2025.1663562/full>

(オープンアクセス論文)

● マイクロプラスチック：健康影響の根拠の状況と一般認識

Microplastics: State of the Evidence on Health Effects and Public Perception

03 October 2025

<https://di.aerzteblatt.de/int/archive/article/246672>

(オープンアクセス論文)

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室